

陸上風力発電所に係る環境影響評価 の新たな取組と配慮書ガイドラインの改定 の概要（詳細版）

R 6.3.14

岩手県環境生活部環境保全課

1

項目	目次	ページ
はじめに	陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインの概要	3
1	陸上風力発電所の立地選定に関する基準	6
2	陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト	35
3	陸上風力発電所の環境影響評価の環境保全措置等の報告に関する指針	49
4	アセス図書の継続公開等及び希少動植物の情報の利用に関する指針	80

2

陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインの概要

県民の生活環境及び本県の自然環境の保全と風力発電事業の両立に向け、環境と共生した陸上風力発電事業の導入を促進するため、立地選定に関する基準、環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト、事後調査の充実・アセス図書の継続公開に係る指針の作成等の措置等を講ずる。このため、配慮書ガイドライン（R5.3）を改定し、これらの措置の考え方を盛り込んだ新たなガイドラインを策定した。

1 取組の趣旨

- 陸上風力事業の環境影響の懸念に対応するため、令和5年3月に「配慮書ガイドライン」を策定したが、依然として、保全エリアとの重複等の課題がみられる。
- 手続開始後に環境リスクが高いことが判明し、調査の手戻り等によるアセス期間の長期化や地域の合意形成が困難で事業の見直しを余儀なくされる例がみられる。
- 環境と共生した風力発電の円滑な立地を促進するため、事業が進まないリスクを未然に回避し、事業者の予見可能性を高めるような新たな取組を実施するもの。

2 取組のポイント

（1）「立地選定に関する基準」の策定

- 県内を①原則として立地を避けるべき区域（レッドゾーン）、②立地による影響を低減すべき区域（イエローゾーン）、③立地による影響を確認し、風力発電事業との両立を図るべき区域（グレーゾーン）に区分し明示する
- 事業者は、計画段階の立地検討でこれらに配慮した事業計画を策定することで、環境リスクの低い場所で迅速かつ円滑にアセス手続を進めることができる

（2）「環境影響評価の項目・評価手法に関するチェックリスト」の作成

- 過去のアセス審査会や知事意見の指摘内容のうち、本県の地域特性を踏まえて配慮すべき事項を明示し、環境影響の調査・予測・評価手法の充実を図る
- 事業者は、図書の内容が指摘内容に対応しているかを事前に確認することにより、効率的な調査が可能となり、アセス手続を迅速かつ円滑に進めることができる

（3）「環境保全措置等の結果報告等に関する指針」の策定

- レッドゾーンでの事業は環境保全措置等の報告書の提出を求め、運転開始後の騒音や希少種等への影響と対策の効果を県がフォローできる仕組みを構築する
- 効果のあった環境保全措置が公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくできる

（4）「アセス図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針」の策定

- 法定縦覧後のアセス図書を県が継続的に公表するとともに、非公開の希少種情報を県が収集・分析するための手続を定める
- 事業者の環境保全の取組や希少種等の累積影響に資する情報の整備への貢献が可視化され、ESGを重視する様々なステークホルダーから評価される。

なお、取組実施後3年を目途として、取組の状況を勘案し、制度的検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

3

3 配慮書ガイドライン改定のポイント

章	主な見直しのポイント
第1章 はじめに	・改定の背景、改定のポイント等を記載
第2層 地域とのコミュニケーション	・改定ガイドラインで追加する事項に係る市町村や県への事前相談における留意事項を記載
第3章 立地選定に関する基準（新設）	・「立地選定に関する基準」に係る留意事項を記載
第4章 配慮書作成のポイント	（事業実施想定区域の設置、計画段階配慮事項等を記載）※変更なし
第5章 方法書作成のポイント（新設）	・「環境影響評価の項目・評価手法に関するチェックリスト」に係る留意事項を記載
第6章 報告書作成のポイント（新設）	・「環境保全措置等の結果報告等に関する指針」に係る留意事項を記載
第7章 アセス図書の公表及び情報の利用（新設）	・「アセス図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針」に係る留意事項を記載

4 これまでの検討経緯及び今後のスケジュール

年月日	会議名	内容
令和5年7月26日	第102環境影響評価技術審査会	国における風力アセス制度の見直しの状況（報告）
令和5年9月7日	第103環境影響評価技術審査会	陸上風力発電所に係る環境アセスの課題の整理
令和5年10月31日	第104環境影響評価技術審査会	陸上風力発電所に係る環境アセスの課題と対応の方向の検討
令和5年12月21日	市町村再エネ担当者会議	対応の方向のうち、取組1「立地選定に関する基準」の設定について意見交換
令和6年1月18日	第105環境影響評価技術審査会	陸上風力発電所に係る環境アセスの課題と対応の検討
令和6年1月31日	岩手県環境審議会	陸上風力発電所に係る環境アセスの新たな取組素案を報告
令和6年2月9日	県・市町村GX推進会議実務者会合	陸上風力発電所に係る環境アセスの新たな取組素案について説明
令和6年3月14日（予定）	第106環境影響評価技術審査会	陸上風力発電所に係る環境アセスの新たな取組案及び改定ガイドラインの概要を付議
令和6年3月27日（予定）		新たな取組に係る「基準」及び「指針」の策定、改定ガイドラインの公表

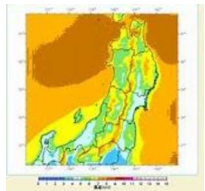
4

5 目指す姿

➤ 環境アセスを通じて、環境保全への配慮が不十分な計画にはこれまでと同様に代替案の作成を求めるとともに、環境共生型の風力発電計画を積極的に支援する。

現状：環境配慮が後回しで地域の合意形成が不十分 ❌

◆ 風況が良好で送電線に近い地域



岩手県の県北地域が有望だな

◆ 地権者の理解が得られる地域



地権者の同意が得られそうだ

代替案の作成、5年間の調査が必要ですね。

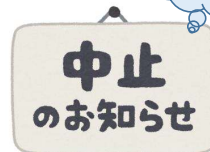
◆ 環境影響評価



今さら言われても…

自然を守れ！

◆ 事業中止



アセス費用が回収できない…

今後：立地選定段階の環境配慮で将来のトラブルを回避 ○

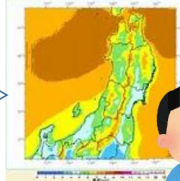
◆ 自然環境に配慮すべき区域を確認



まず自然環境保全エリアは外そう

イヌワシの生息地にも注意しよう

◆ 風況が良好で地権者の理解が得られる地域



風況も地権者も大丈夫そうだ



◆ 環境影響評価



自然環境に配慮された計画だな

しっかり調査されているようですね。

◆ 事業着工



事後調査もしっかりやろう

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準

<立地を避けるべき区域の設定（レッドゾーン）>

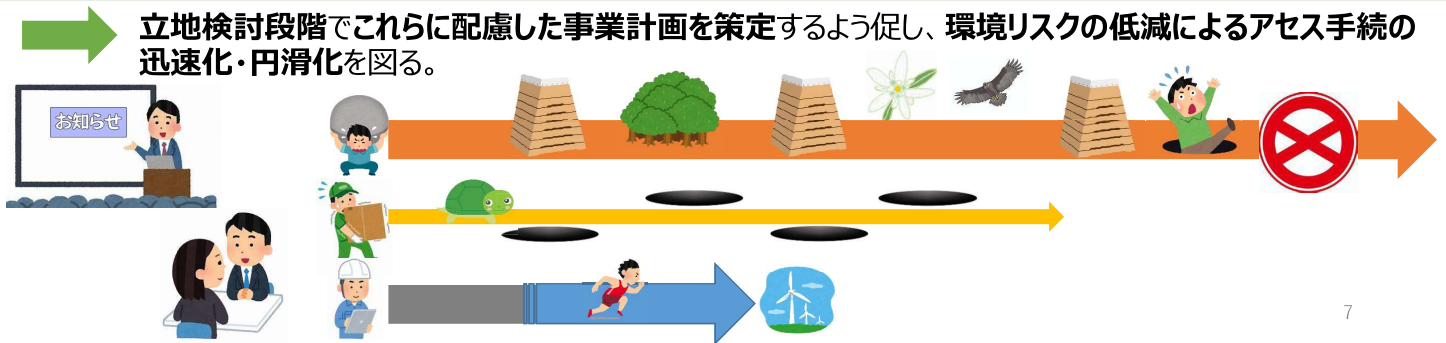
- 環境の保全上の支障を防止するため**対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと。**
保安林、自然環境保全地域特別地区、自然公園特別地域、イヌワシの重要生息地、住居等から1 km以内の区域など

<立地による影響を低減すべき区域の設定（イエローゾーン）>

- 次に掲げる区域の**環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること。**
土砂災害警戒特別地域、自然環境保全地域普通地区、自然公園普通地域、イヌワシの生息地、住居等から2 km以内の区域など

<立地による影響を確認し、風力発電事業との両立を図るべき区域の設定（グリーゾーン）>

- 次に掲げる区域の**環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること。**
レッドゾーン及びイエローゾーン以外の区域



7

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準

基本的な考え方




立地選定に関する基準の基本的な考え方

① 岩手県環境基本条例第17条に基づく公害防止及び自然環境保全の支障の防止等のための措置

- 県は、岩手県環境基本条例第17条の規定に基づき、**公害の防止**を図るためその原因となる行為に対し、自然環境の保全を図るため**自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為及び絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存**に関し、**規制その他の措置**を講ずることとしている。
- 地域の実情に応じた環境保全への配慮を確保するため、騒音や土砂災害などの**生活環境**への支障の有無、**自然環境の保全**や絶滅のおそれのある野生動植物の**種の保全**への支障の有無など事業者が**陸上風力発電事業における立地選定の妥当性を判断する指標・基準**として、①**環境保全上の支障を防止する観点から事業計画段階で原則として立地を避けるべき区域**、②**環境保全上の支障の防止、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域**を明示した。
- 立地選定に関する基準は、**県民の生活環境や本県の自然環境の保全と両立する再生可能エネルギーの導入**を図るために、**環境保全上の支障を及ぼすおそれのある区域を示し、環境保全に配慮した立地選定を促すものであり、風力発電所の立地を一律に禁止するものではない。**
- 事業者には、**当該基準を勘案して立地による影響を回避又は低減した事業計画を立案し、環境アセスメント等の手続きを通じて、地域住民の理解の下、地域環境が将来にわたって維持され、持続可能な地域社会が形成されるよう、環境と共生した事業を進めていただきたい。**

8

基本的な考え方 



立地選定に関する基準の基本的な考え方

② 環境影響評価における評価の基準

【計画の立案段階】


- 事業者は、アセス省令に基づき、**計画段階配慮事項の評価**においては、地方公共団体によって環境要素に関する**環境の保全の観点からの基準又は目標**が定められている場合は、これらとの**整合性が図られているか否かについても可能な限り検討**する必要がある。
- このため、事業計画の立案段階の配慮事項の検討において、**事業計画と本基準との整合性を可能な限り検討し、上記①の区域は対象事業実施区域から原則として除外することが必要**である。

【調査・予測・評価の実施段階】

- 事業者は、アセス省令に基づき、**環境影響の評価**においては、地方公共団体によって環境要素に関する**環境の保全の観点からの基準又は目標**が定められている場合は、これらとの**整合性が図られているか否かについても検討**する必要がある。
- このため、**対象事業実施区域が上記②の区域と重複する場合は、環境アセスメントにおいて、立地による影響を回避又は低減する環境保全措置を検討し、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かを検討**することが必要である。

【調査・予測・評価結果案の作成段階】

- 事業者は、環境影響評価の結果案の作成において、**事業計画と本基準との整合性を検討した結果を記載し、環境の保全への支障を及ぼすおそれがないこと、環境保全の見地から立地による影響が低減されている**が示されていることが必要である。

基本的な考え方 



立地選定に関する基準の基本的な考え方

③ 事業の円滑な実施に資する基準

- 本基準は、**従来、個別の事業のアセス手続における知事意見**で、事業区域からの**除外を求めていたような環境保全上配慮すべき区域**を、事業実施区域に含めることが適切でない区域として、**一覧性をもって公表**し、事業者において、**アセス手続を開始する前の立地場所の候補地の検討段階で、活用**されることを想定している。
- 県内で**新たな事業計画を立案する事業者**にとっては、**あらかじめ事業区域から除外すべき区域が明確**になり、それらを考慮した事業計画とすることで、アセス手続の**調査期間の短縮や環境対策のコスト低減**につながることを期待される。
- すでに**アセス手続中の事業者**にとっては、当該手続における**知事意見で、事業区域が除外することを検討するよう求められている区域**であることから、本基準の趣旨も踏まえ、引き続き、知事意見を勘案して**事業計画の見直しを検討**することとなる。
- 国内外で**企業活動における自然環境への配慮の重要性**が高まっている中で、環境リスクの高い区域を考慮した事業計画を立案することにより、**早期の工事着工や事業収益の増加等のメリット**に加え、**ESG投資の呼び込み**など県民をはじめとした様々なステークホルダーとの**連携・協働**がもたらされ、**事業の円滑な実施**につながることを期待される。

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



基準の概要 

項目	内容
名称	陸上風力発電事業に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準
目的	<ul style="list-style-type: none"> 多様な自然環境の体系的な保全及び生物の多様性の確保（環境基本条例第10条第1号） 公害の防止及び大気、水、土壌等の汚染の防止（同条第3号） 景観の保全及び創造、歴史的文化的環境の保全（同条第4号）
根拠	公害の原因となる行為、自然環境の保全への支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する措置（環境基本条例第17条第1項及び第2項）
内容	<p>風力発電所の設置の工事業に係る事業実施区域の選定に当たり、計画段階配慮事項についての環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該配慮事項に係る環境要素に関する基準及び当該事業の環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該選定項目に係る環境要素に関する基準を定める。</p> <p>1 環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと（レッドゾーン） 2 次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること（イエローゾーン） 3 次に掲げる区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること（グリーンゾーン）</p>
定期的な見直し	基準で示す区域は、 法令等の見直しや地域の環境情報に関する最新の科学的知見等の蓄積 に応じ、 定期的に見直し 。

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準




レッドゾーンの概要 

項目	考え方
基準を作成する環境要素	立地選定の適正化を図る観点から、環境保全上、 立地場所の選定が特に重要な環境要素 である、 騒音、土地の安定性、鳥類（希少猛禽類）、生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場 の5項目とする
基準で使用する指標	計画段階で事業者が 該当の有無を容易に判別 できるよう、 環境の保全の観点から法令等に基づきその範囲が明確に定義され図示されている区域 、又は環境の保全の必要性が高いものの法令等によりその範囲が明確に定義されていない区域における 環境の保全に係る支障 に関し、 環境の保全に支障を及ぼすおそれがある区域 として県が定める区域とする。
基準	<p>1 環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと（レッドゾーン） 環境の保全への支障を防止するため、事業計画段階で原則として立地を避けるべき区域であり、環境アセスメントにおいては、原則として対象事業実施区域からの除外を求められる区域である。</p> <p>①促進区域に関する環境省令基準及び県環境配慮基準を参酌し、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない認められる区域 ・原生自然環境保全地域（自然環境保全法）、自然環境保全地域特別地区・普通地区（同）、特別保護地区（自然公園法）、第一種特別地域（同）、国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護管理法）、管理地区（種の保存法） ・砂防指定地（砂防法）、地すべり防止区域（地すべり防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）、保安林（森林法）、県指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護管理法）、管理地区（希少動植物保護条例）、自然環境保全地域特別地区（自然環境保全条例）、第二種・第三種特別地域（自然公園法）、第一・第二・第三種特別地域（県立自然公園条例）※鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の区域及び生息地等保護区の監視地区はイエローゾーン</p> <p>②国内希少野生動植物種の生息・生育への支障及び騒音その他生活環境への支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない認められる区域として県が定める区域 ・イヌワシの重要な生息地 ・住居等から1 km以内の区域</p>

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準




イエローゾーンの概要 

項目	考え方
基準を作成する環境要素	立地選定の適正化を図る観点から、環境保全上、 立地場所の選定が特に重要な環境要素 である、 騒音、土地の安定性、鳥類（希少猛禽類）、生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場の5項目 とする
基準で使用する指標	計画段階で事業者が 該当の有無を容易に判別 できるよう、 環境の保全の観点から法令等に基づきその範囲が明確に定義され図示されている区域 、又は環境の保全の必要性が高いものの法令等によりその範囲が明確に定義されていない区域における 環境の保全に係る支障 に関し 県がその範囲を定めた区域 とする。
基準	<p>2 次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること（イエローゾーン）</p> <p>環境保全上の支障等を防止する観点から法令等により指定された区域であり、環境アセスメントにおいては、環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことを前提に、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。</p> <p>①地域の自然的社会的条件に応じて、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通地区（自然環境保全法）、普通地区（自然環境保全条例）、普通地域（自然公園法）、普通地域（県立自然条例）、鳥獣保護区の特別保護地区以外（鳥獣保護管理法）、監視地区（種の保存法）、監視地区（希少野生動植物保護条例）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、山地災害危険地区（林野庁長官通達）、土砂災害危険箇所（国土交通省通達）ほか <p>②国内希少野生動植物種の生息・生育への支障及び騒音その他生活環境への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域として県が定める区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシの生息地 ・住居等から2km以内の区域

13

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準




グレーゾーンの概要 

項目	考え方
基準を作成する環境要素	立地選定の適正化を図る観点から、環境保全上、 立地場所の選定が特に重要な環境要素 である、 騒音、土地の安定性、鳥類（希少猛禽類）、生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場の5項目 とする
基準で使用する指標	計画段階で事業者が 該当の有無を容易に判別 できるよう、 環境の保全の観点から法令等に基づきその範囲が明確に定義され図示されている区域 、又は環境の保全の必要性が高いものの法令等によりその範囲が明確に定義されていない区域における 環境の保全に係る支障 に関し 県がその範囲を定めた区域 とする。
基準	<p>3 次に掲げる区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること（グレーゾーン）</p> <p>環境の保全に支障を及ぼすおそれがある可能性は小さいことから、風力発電との両立を図るべき区域であり、環境アセスメントにおいては、立地による影響を確認し、環境の保全への適正な配慮を確保することが必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1及び2以外の区域

14

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



レッドゾーン 


環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと

環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	国指定保安林、県指定保安林
	—	住居等から1 km以内の区域
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の特別地区
	種の保存法	生息地等保護区の管理地区
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区の管理地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区の特別保護地区、県指定鳥獣保護区の特別保護地区
	種の保存法	イヌワシの重要な生息地
人と自然との豊かな触れ合いの確保	自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、第一種・第二種・第三種特別地域
	県立自然公園条例	県立自然公園の第一種・第二種・第三種特別地域

15

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



イエローゾーン (主なもの) 

次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること

環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒地区
	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域
	林野庁通達	山地災害危険地区
	国土交通省通達	土砂災害危険箇所
	—	住居等から2 km以内の区域
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	—
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の普通地区
	種の保存法	生息地等保護区の監視地区
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区の監視地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外
	種の保存法	イヌワシの生息地
人と自然との豊かな触れ合いの確保	自然公園法	国立/国定公園の普通地域
	県立自然公園条例	県立自然公園の普通地域

16

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



指定区域の種別ごとの整理



環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと（レッドゾーン）		次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること（イエローゾーン）	
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法		
自然環境保全地域の特別地区	自然環境保全条例	自然環境保全地域の普通地区	自然環境保全条例
国立/国定公園の特別保護地区、第1特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	自然公園法	国立/国定公園の普通地域	自然公園法
県立自然公園の第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	県立自然公園条例	県立自然公園の普通地域	県立自然公園条例
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
生息地等保護区の管理地区	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区の監視地区	希少野生動植物保護条例
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区の特別保護地区以外	鳥獣保護管理法
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外	鳥獣保護管理法
イヌワシの重要な生息地	種の保存法	イヌワシの生息地	種の保存法
住居等から1 km以内の区域		住居等から2 km以内の区域	

17

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準（参考資料）



基準と促進区域に関する基準の関係



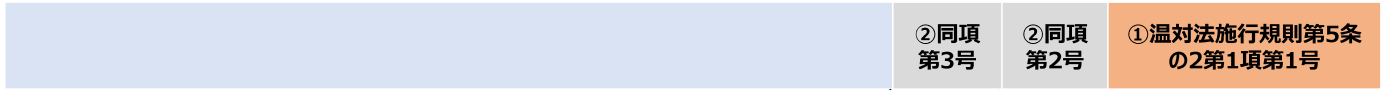
法令	① 温対法施行規則第5条の2第1項第1号 (促進区域から除外すべき区域)	② 同項第2号、第3号 (市町村が考慮すべき区域・事項)	③ 県環境配慮基準別表3 (促進区域に含めることが適切でない区域)
自然環境保全法、自然環境基本条例	イ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 (RZ)		自然環境保全地域特別地区 (RZ)
自然公園法、県立自然公園条例	ロ 国立/国定公園の特別保護地区、第一種特別地域 (RZ)	イ 国立/国定公園の第二・三種地域 (RZ)、普通地域 (YZ)	国立/国定公園の第二種・第三種特別地域 (RZ)、県立自然公園の第一種・第二種・第三種特別区域 (RZ)
種の保存法、希少野生動植物保護条例	ニ 生息地等保護区の管理地区 (RZ)	ロ 生息地等保護区の監視地区 (YZ)	生息地等保護区の管理地区 (RZ)、監視地区 (YZ)
鳥獣保護管理法	ハ 国指定鳥獣保護区の特別保護区 (RZ)		県指定鳥獣保護区の特別保護地区 (RZ)、国・県指定長重保護区の特別保護地区以外 (YZ)
砂防法		ハ 砂防指定地 (RZ)	
地すべり防止法		ニ 地すべり防止区域 (RZ)	
急傾斜地法		ホ 急傾斜地崩壊危険区域 (RZ)	
森林法		ヘ 保安林 (RZ)	
種の保存法		希少野生動植物種の生息・生育への支障 (RZ・YZ)	
—		騒音その他生活環境への支障 (RZ・YZ)	

18



ゾーニングと促進区域の関係

1 促進区域国基準



2 促進区域県基準



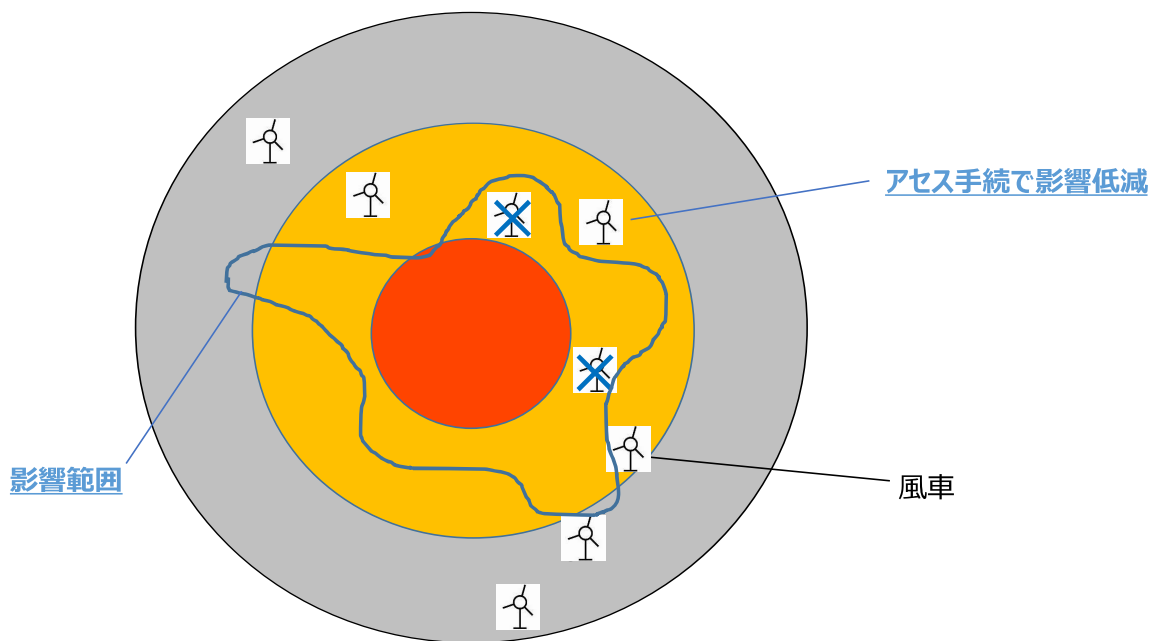
3 立地選定基準




4 促進区域



ゾーニングとアセス手続との関係






レッドゾーンの面積 

環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと			面積 (ha)
環境要素	関係法令等	区域	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	砂防法	砂防指定地	345
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	951
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	459
	森林法	国指定保安林、県指定保安林（除航行）	477,563
	—	住居等から1 km以内の区域	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	2,821
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の特別地区	434
	種の保存法	生息地等保護区の管理地区	—
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区の管理地区	—
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区の特別保護地区、県指定鳥獣保護区の特別保護地区	(非公開)
	種の保存法	イヌワシの重要な生息地	(概算) 386,700
人と自然との豊かな触れ合いの確保	自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、第一種・第二種・第三種特別地域	47,550
	県立自然公園条例	県立自然公園の第一種・第二種・第三種特別地域	20,638

※一部重複する地域あり。



アセス案件別の1号基準の該当状況 



2030年目標とゾーニング後の計画量



関係法令



【関係法令】

<岩手県環境基本条例（平成10年条例第22号）>

第十七条 県は、**公害の防止**を図るため、その原因となる行為に関し、**規制その他の必要な措置**を講じなければならない。

2 県は、**自然環境の保全**を図るため、**自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存**に関し、**規制その他の必要な措置**を講じなければならない。

<発電所アセス省令（平成10年通商産業省令第54号）>

第九条 第一種事業に係る**計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定**に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

3 [略]国又は**関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合**には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該**基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討**すること。

第二十六条 特定対象事業に係る**環境影響評価の評価の手法の選定**に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

2 国又は**関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合**には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該**基準又は目標との調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討**すること。

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



騒音

- ・騒音による影響に関して、促進区域に関する環境省令基準及び県環境配慮基準においては、促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域は設定されていないが、騒音その他生活環境への支障を防止する観点から、住居等からの距離による基準を設定する。
- ・導入予定機種種のシミュレーション結果による特例及び現地調査結果による特例を設定する。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	・ 保全対象施設や住居から 1 km 以内の区域
イエローゾーン	・ 保全対象施設や住居から 1 km から 2 km の範囲の区域 ・ 保全対象施設や住居から 1 km 以内（騒音レベルのシミュレーション結果が 35 dB 未満の場合に限る） ・ 保全対象施設や住居から 1 km 以内（残留騒音 + 5 dB を下回る場合に限る）
グレーゾーン	・ 上記以外の区域

【レッドゾーン】

・**促進区域に関する岩手県基準**では、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、**保全対象施設及び住居からの距離を 1 km 程度確保**するとされている。

・過去の事例では、**住居等から 1 km 程度の離隔距離を確保**した場合に、静かな環境下の騒音レベルが、**わずらわしさ（アノイアンス）が増加する傾向があるとされる 35～40 dB の範囲を下回っている**ことから、**住居等から 1 km 以内は**、騒音という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

【イエローゾーン】

・過去の事例では、**住居等から 2 km 程度の離隔距離を確保**した場合に、静かな環境下の騒音レベルが、**わずらわしさ（アノイアンス）が増加する傾向があるとされる 35～40 dB の範囲に上昇**していることから、住居等から 1 km から 2 km の範囲の区域は、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。

・住居等から 1 km 以内の区域で、**導入予定機種種のスペックが決まっている場合**に適合可能となる、シミュレーション結果で **35 dB を下回っている**区域は、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。

・住居等から 1 km 以内の区域で、**実地調査により残留騒音を測定し風車の騒音の寄与を予測**することで住居における騒音レベルが**残留騒音 + 5 dB を超えない**区域は、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



土地の安定性

- ・レッドゾーンは、環境保全上への支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている以下の区域とする。
- ・イエローゾーンは、環境保全上への支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域とする。


ゾーニング	基準
レッドゾーン	・ 砂防指定地（砂防法） ・ 地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） ・ 保安林（森林法）
イエローゾーン	・ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） ・ 山地災害危険地区（林野庁） ・ 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） ・ 新たな「土砂災害が発生する恐れのある箇所」（岩手県）
グレーゾーン	・ 上記以外の区域

【レッドゾーン】

・「砂防指定地」（砂防法）

砂防法に基づき、国土交通大臣が指定する砂防指定地については、治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域であることから、土砂災害という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。



土地の安定性 

【レッドゾーン】

・「地すべり防止区域」(地すべり防止法)

地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する地すべり防止区域については、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域である。当該区域において、のり切又は切土等のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為は制限されており、土砂災害という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「急傾斜地崩壊危険区域」(急傾斜地法)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域については、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある区域である。当該区域において、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採等の行為は制限されており、土砂災害という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「保安林」(森林法)

森林法に基づき農林水産大臣又は知事が指定する保安林については、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するために必要な区域である。当該区域において、立木を伐採する行為は制限されており、水源の減少、土砂災害などの環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。なお、本県の土地利用の原則を定めた岩手県土地利用基本計画では、保安林については、国土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、多用途への転用は行わないものと規定されている。

【イエローゾーン】

・「新たな「土砂災害が発生する恐れがある箇所」(岩手県)

令和5年12月に岩手県が「新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表について」により公表した。近年、土砂災害警戒区域外で土砂災害が発生していることを背景に、高精度な地形情報を用いて、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として9,992箇所が抽出されている。今後、詳細を調査のうえ、土砂警戒区域等に指定される可能性がある箇所である。これらの箇所は法的規制はないものの、土砂災害警戒区域に指定されていないエリアにおいても豪雨時に土砂災害による人的被害が生じていることから、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。



動物(希少猛禽類) 

- ・希少猛禽類への影響については、促進区域に関する環境配慮基準において、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、市町村は特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置を示すとされているものの、希少種等の生息状況は公表されていない。
- ・本県の地域特性を踏まえ、重要種のうち知見の蓄積があるイヌワシについて、バードストライクや生息及び繁殖に与えるインパクトに応じ、生息地域を3段階にゾーニングする。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	・イヌワシの重要な生息地
イエローゾーン	・イヌワシの生息地
グレーゾーン	・上記以外の区域

【解説】

【レッドゾーン】

・イヌワシの重要な生息地

これまでの県内イヌワシ生息状況調査に基づき、**イヌワシの生息が定常的に見られる地域の中**にあって、**頻りに利用される繁殖場所や高い頻度で飛来のある採餌場所**など、イヌワシの生息に特に重要な地域であり、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

【イエローゾーン】

・イヌワシの生息地

これまでの県内イヌワシ生息状況調査に基づき、**イヌワシの生息が定常的に見られる地域(繁殖場所、採餌場所を含む)**を網羅した区域であり、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。なお、種の保存法第34条では、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たって、国内希少野生動物植物種の保存に留意する義務を定めている。風況観測塔の設置など事前調査の段階でもイヌワシの生息への影響が懸念されることから、本区域での事業を計画する場合は、風況観測を行う前に、県に相談することが望ましい。

【グレーゾーン】

・上記以外の区域

レッドゾーン及びイエローゾーンには該当しないが、**イヌワシの一時的な滞在や通過が確認されている地域や、十分に調査されていない地域を含む**ため、イヌワシが生息しないことを示す区域ではない。

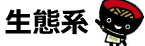
1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



- ・レッドゾーンは、自然環境保全上の支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている以下の区域とする。
- ・イエローゾーンは、自然環境保全上の支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域とする。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法） ・自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全条例） ・生息地等保護区の管理地区（種の保存法、希少動植物保護条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
イエローゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域普通地区（自然環境保全条例） ・生息地等保護区の監視地区（種の保存法、希少動植物保護条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外（鳥獣保護管理法） ・カモンカ保護区（昭和54年三庁合意） ・河川区域（河川法）、海岸保全区域（海岸法） ・農用地区域内の農地、甲種農地（農振法、農地法）、第1種農地（農地法） ・植生自然度の高い地域（9以上）（環境省）、特定植物群落（環境省） ・自然再生の対象となる区域（国土交通省） ・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）、重要湿地（環境省）、自然共生サイト（環境省） ・緑の回廊（林野庁・岩手県） ・生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）
グレーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の区域

1. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



【レッドゾーン】

・「原生自然環境保全地域」（自然環境保全法）

自然環境保全法に基づき、環境大臣が指定する原生自然環境地域については、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している区域である。当該区域において、工作物の新築、宅地の造成等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「自然環境保全地域」（自然環境保全法）

自然環境保全法に基づき、環境大臣が指定する自然環境地域については、高山性植生又は亜高山性植生、優れた天然林等が相当部分を占める森林等のうち、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域である。当該区域において、工作物の新築、宅地の造成等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「自然環境保全地域の特別地区」（自然環境保全条例）

岩手県自然環境保全条例に基づき、知事が指定する自然環境保全地域特別地区については、高山性植生又は亜高山性植生、優れた天然林等が相当部分を占める森林等のうち、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域内（自然環境保全地域）に、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて指定される区域である。当該区域において、工作物の新築、宅地の造成等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。



【レッドゾーン】

・「鳥獣保護区の特別保護地区」(鳥獣保護管理法)

鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣又は知事が指定する鳥獣保護区特別保護区については、鳥獣の種類その他鳥獣の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るために特に必要な区域である鳥獣保護区内に、当該鳥獣保護区内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要な区域として指定される区域である。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「生息地等保護区の管理地区」(種の保存法)

種の保存法に基づき、環境大臣が指定する生息地等保護区の管理地区については、国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要な区域として指定される生息地等保護区内に、国内希少野生動植物種の保存のために特に必要な区域として指定される区域である。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「生息地等保護区の管理地区」(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例)

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、知事が指定する生息地等保護区の管理地区については、指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要な区域として指定される生息地等保護区内に、指定野生動植物の保護ため特に必要な区域として指定される区域である。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。



・レッドゾーンは、人と自然との豊かな触れ合いの確保への支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている区域とする。

・イエローゾーンは、人と自然との豊かな触れ合いの確保への支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域とする。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	・国立/国定公園の特別保護地区・特別地域、県立自然公園の特別地域（自然公園法・県立自然公園条例）
イエローゾーン	・国立/国定公園の普通地域（自然公園法）、県立自然公園の普通地域（県立自然公園条例） ・長距離自然歩道（環境省・岩手県） ・世界遺産における眺望点（遺産条約）、世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯（遺産条約） ・周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）、伝統的建造物群保存地区（文化財保護法、都市計画法） ・風致地区（都市計画法）、文化的景観（文化財保護法、景観法）、史跡名勝天然記念物（文化財保護法） ・県指定史跡名勝天然記念物（文化財保護条例）、市町村指定史跡名勝天然記念物（市町村条例） ・歴史的風致維持向上計画で定める重点地域（歴史まちづくり法） ・自然共生サイト（環境省） ・レッドゾーンからの眺望方向又はレッドゾーンの外側から当該区域方向への眺望方向に、対象事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合の当該区域
グレーゾーン	・上記以外の区域



- ・レッドゾーンは、人と自然との豊かな触れ合いの確保への支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている区域とする。
- ・イエローゾーンは、人と自然との豊かな触れ合いの確保への支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域とする。

【レッドゾーン】

・「**国立/国定公園の特別保護地区、特別地域**」(自然公園法)

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する特別地域については、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地である国立公園内、国立公園に準ずる優れた風景地である国定公園内に、当該公園の風致を維持するために指定される区域であり、特別保護地区については、同公園内に、当該公園の景観を維持するため特に必要があるときに指定される区域である。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

・「**県立自然公園の特別地域**」(県立自然公園条例)

県立自然公園条例に基づき、知事が指定する特別地域については、優れた自然の風景地である県立自然公園内に、当該公園の風致を維持するために指定される区域である。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域である。

【イエローゾーン】

・「**自然共生サイト**」(環境省)

自然共生サイトは、法的規制はないものの、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として認定される区域であり、風致の保全にも資する区域であることから、景観の環境要素においても、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。

・「**レッドゾーンからの眺望方向又はレッドゾーンの外側から当該区域方向への眺望方向に、対象事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合の当該区域**」

レッドゾーンからの眺望方向又はレッドゾーンの外側から当該区域方向への眺望方向に、事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合については、レッドゾーンにおける環境の保全への支障を及ぼすおそれがあることから、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域である。

(国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点のこと)



2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト

35

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト

<地域の環境特性を踏まえて必要な評価手法等を選定>

- 過去の審査会や知事意見の指摘内容のうち、アセス評価に当たって地域特性を踏まえて配慮すべき事項をとりまとめ。現行の参考項目・参考手法の枠内に限定せず、環境影響が想定される項目を選定し、その評価手法を提示（延べ54項目）

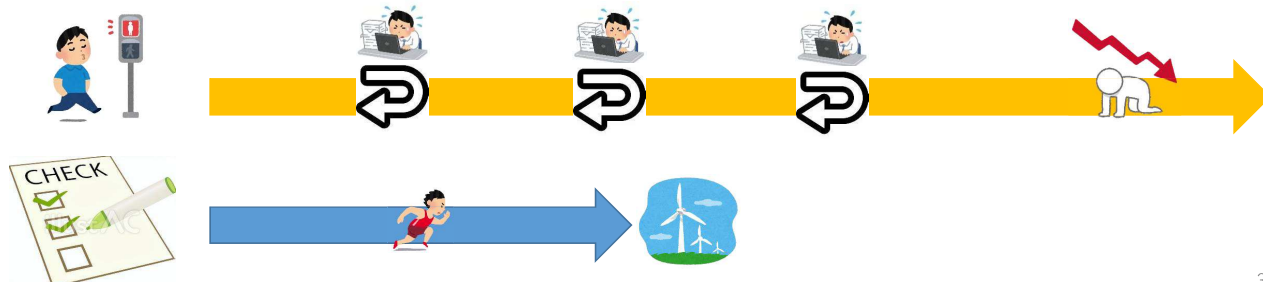
<評価の目的を踏まえた項目及び手法を選定>

- 環境影響評価の各プロセスで行われる作業の目的を踏まえ、評価手法→予測手法→調査手法の検討の順に選定

<制度の見直しや知見の充実を踏まえた、適切な環境影響評価を実施>

- 個別のアセス審査結果や環境影響評価制度の見直しや国内外における科学的知見の充実を踏まえて、随時、本指針を改定。事業者から提案された有効な評価手法は本チェックリストに取り込み、他事業に積極的に横展開

➔ 本県独自のチェックリストとして、図書の作成に当たり、その内容が従来一般的によくなされている指摘内容に対応しているかを、事業者が自ら確認し、アセス手続の迅速化・円滑化を図る。



36

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト



基本的な考え方

● 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関する考え方

● 地域の環境特性を踏まえて必要な評価手法等を整理

- ・ 陸上風力発電所の環境アセスメントを通じて、これまで**多くの審査実績が蓄積**されており、**過去の審査会や知事意見の指摘内容を整理**し、発電所アセスの手引き（改訂版）との整合を図りながら、環境影響評価の実施に当たって本県の**地域特性を踏まえて配慮すべき事項としてとりまとめた**。
- ・ **現行制度における参考項目・参考手法の枠内に限定せず**、参考項目以外の環境要素や環境要因、参考手法以外の評価手法等についても、地域特性を踏まえ取り上げた。参考項目は絶対視されるべきものではなく、そもそも**環境影響が想定される項目は参考項目以外についても選定するもの**であり、参考手法についても同様であることに留意が必要である。

● 評価の目的を踏まえた項目及び手法を選定

- ・ 環境影響評価における**調査・予測・評価を効果的かつ合理的に行う**ためには、環境影響評価の各プロセスにおいて行われる**作業の目的を常に明確にしておく**ことが必要である。
- ・ 調査及び予測は評価を行うために行うものであることから、**調査・予測・評価の手法の検討**では、実際の環境影響評価における作業の流れとは逆に、**評価手法の検討**→**予測手法の検討**→**調査手法の検討**の順に検討を進める必要がある。
- ・ 調査・予測・評価の関係について十分な検討が行われないと、不必要な調査が行われることとなったり、調査不足により追加的な調査が必要となったりするおそれがある。
- ・ 項目及び手法の選定は、個別事業の事業特性や地域特性を踏まえて検討することが重要である。

● 今後の環境影響評価制度の見直しや知見の充実に踏まえて、適切な環境影響評価を実施

- ・ 記載の配慮事項は、**経済産業省が作成している方法書・準備書のチェックリストを補完する本県独自のチェックリストとして整理**した。
- ・ 事業者は、**図書の作成に当たって、その内容が本県の審査会や知事意見において従来一般的によくなされている指摘内容に対応しているかを、チェックリストを用いて確認**することにより、**アセスメントの迅速化・効率化**を図ることができる。
- ・ 審査会の運営を円滑に行うため、事業者自らが**確認結果を記載したチェックリストについて、方法書及び準備書の届出時に環境保全課へ提出**願いたい。その際、経済産業省のチェックリストに確認結果を記載したものの写しについても提出願いたい。なお、チェックリストの提出は、令和6年4月1日以降に届け出られる図書を対象とする。
- ・ なお、**今後の環境影響評価制度の見直しや国内外における科学的知見の充実に踏まえて、随時、本チェックリストを改定**する。また、事業者から提案された新たな評価手法等については、その妥当性を確認し、有効な手法については本チェックリストに取り込み、横展開を図る。

37

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 大気環境：騒音

騒音：工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働



項目	内容
想定される環境影響	①建築物、工作物等の建築工事に必要な 資材の搬出入 、 工事関係者の通勤 、残土、伐採樹林、廃材の搬出に用いる 自動車の運行 、②建築物、工作物等の 設置工事 、③施設の 稼働 により、 騒音 が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる騒音に対して、 採用した環境保全措置を実施 することにより、予測された 影響を回避又は極力低減できるか否か について、 可能な限り定量的に把握 する。 ・予測結果が 環境基準に適合しているかの観点のみに留まらず 、環境の 自然的構成要素の良好な状態の保持 に向けて、事業による 影響の回避・低減を図られているかを把握 する。
評価・予測・調査手法	【評価手法】 ・環境基準との整合性により影響の評価を行う場合は、当該地域の環境状況等を踏まえ、比較するに適切な環境基準であるかなど 環境基準の準用及びその際の地域類型の当てはめの妥当性 を説明する。 ・騒音に係る環境基準の類型があてはめられていない地域において環境基準を準用する場合は、 現状で満たしている環境基準値の中で、最も厳しい基準値の地域類型 をあてはめる。 ・騒音による住民への影響を重視する観点から、 工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを評価 する。 ・騒音規制法第17条第1項による 自動車騒音の限度（要請限度）を評価の基準 とすることは同項の 規定の趣旨から不適切 であることに留意する。 ・「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO欧州事務局、2018年）に基づき、騒音による 平均的な暴露量を踏まえた評価 を行う。 ・風力発電機の稼働により 睡眠障害のリスク上昇が認められた報告 （「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」（日本音響学会誌74巻5号、2018年））があることを 踏まえた騒音の評価 を行う。

38

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 大気環境：騒音

騒音：工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働



項目	内容
評価・予測・調査手法 (続き)	<p>【評価手法】(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業(既設及び計画中)との累積的な影響を評価する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り勾配などの地形条件を踏まえ、通行車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測する。 ・工事による騒音レベルの予測は環境基準における昼間の時間帯(6時～22時)のみではなく、工事時間帯(昼休憩時間を除く)に限定した予測も行う。 ・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを予測する。 ・建設機械の稼働による騒音について、5%時間率騒音レベルの予測も行う。 ・周囲の風力発電事業(既設及び計画中)との累積的な影響を予測する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレード等の輸送に際し積み替えが計画されている場合は、積替地点の100m以内に民家等があれば、建設機械の稼働による影響評価を行うよう調査地点を選定する。

39

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 水環境：水質

水の濁り：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響



項目	内容
想定される環境影響	①建築物、工作物等の 設置工事 、② 樹木の伐採等 、掘削、地盤改良、盛土等による 敷地、搬入道路の造成、整地 により、 水の濁り が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・予測に当たっては、沈砂池等からの排水が到達する小川、沢、湿地、湧水における影響、沈砂池の機能低下時等のリスクを考慮した影響程度を把握する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる濁水に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	<p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する濁水や、沈砂池からの流出水が周辺水域(小川や沢、湿地、湧水等を含む)に到達(流入)しない場合であっても、それぞれの流量(降雨強度、流出面積、流出係数などの設定根拠及び条件を明示)とSS濃度の設定値(根拠を含む)及び予測値を示した上で、到達の有無を予測する。 ・濁水や沈砂池からの流出水が河川等の調査地点に到達するまでに周辺水域に到達(流入)する可能性がある場合は、その流出水と河川(安全側として平水時)の各流量及び各SS濃度から、完全混合式により合流後のSS濃度を予測し、工事前の平水時と降雨時でのSS濃度と比較して影響を予測・評価する。 ・水の濁りの予測条件である濁水の浮遊物質量の設定値及び流出係数の値を記載する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水その他の取水地点や漁場等の位置を調査する。 ・調査地点について、支流や利水状況を考慮し、事業による影響が特に大きくなるおそれのある地点、水道用水その他の取水地点や漁場等主に水域利用の観点から重要な地点、道路工事に係る水の濁りの影響が生じるおそれのある地点についても選定する。 ・沈砂池排水口から河川に向けた流線(流下経路)を把握し、小川や沢、湿地、湧水が存在しないか調査する。 ・濁水や流出水が河川に到達する可能性を把握するため、改変区域図に河川、小川、沢、湿地、湧水の位置を示す。

40

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 動物

重要な動物種及び注目すべき生息地：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所、③風力発電所の運転により、学術上又は希少性の観点から重要な種及び生息地並びに地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に当たっては、重要な動物種等や重要な環境類型区分、注目種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定する。 ・予測に当たっては、個体や個体群、群落の消失など直接的な影響だけでなく、日照、湿度、騒音・振動の発生、水質、人の活動の拡大などの変化が生息・生育環境に影響を及ぼし、動植物種等の生理的状態や行動、生育状況が徐々に変化するという間接的な影響も予測する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる動物種等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法（共通）	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の大型化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、動物の現地調査において、搬入路周辺の小川に生息する動物の生息環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定する。 ・動物の調査方法（トラップ設置箇所の選定基準、予定している調査努力量等）を具体的に記載する。

41

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 動物

重要な動物種及び注目すべき生息地：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働



項目	内容
評価・予測・調査手法（鳥類）	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定点調査法による調査を実施する場合は、代表的植生又はその林縁に100mおきに数か所の定点を設置し、10分間立ち止まって半径50m内のすべての出現種を飛行高度、飛行トレースとともに記録し、定点ごとに時刻を変えて数回行う。 ・任意観察や定点観察を補完するため夜間～早朝の自動録音調査を実施する。 ・希少猛禽類の調査地点からの可視範囲図を示す。 ・事業実施区域周辺にイヌワシの生息が確認されている場合は、周辺30km圏の牧草地の分布図を示す。 ・イヌワシの調査においては、繁殖成功した1シーズンを含む2シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたり、2年以上実施する。 ・希少猛禽類に関する地域特性を把握するため、地域の自然環境に詳しい研究者等にヒアリングを実施し、その結果を記載する。
評価・予測・調査手法（コウモリ）	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声記録型のバットデテクターによる長期モニタリング（地上高、ブレード高さ）を実施する。 ・カットイン風速の変更やフェザリング等の環境保全措置を検討する際に有益な情報として、コウモリが確認されたときの風速・風向、天気、月齢を合わせて記録する。 ・天候や月齢に左右されるコウモリの活動を踏まえ、1季につき3晩程度、冬季以外の3季に調査を実施する。 ・高高度での飛行実態を把握するため、LEDライトの照射による高空飛行調査を実施する。

42

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 動物

重要な動物種及び注目すべき生息地：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働



項目	内容
評価・予測・調査手法 (魚類、底生動物)	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる生物の生態や地域特性を考慮して、生息状況の季節変動を把握できるように生息種等の確認が得られる活動時期を調査期間に設定する。 生体の捕獲、目視、鳴き声、糞や体毛などの痕跡等による調査では把握が困難な水中を生息・生育環境とする種を効率的に把握するため、環境DNAの分析等の最新の手法を用いる。
評価・予測・調査手法 (昆虫)	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月初旬から7月初旬の短期間に出現する昆虫の生息状況を把握するため、陸生昆虫の一般採集調査は春、夏、秋に加え、初夏にも実施する。 ヒメボタルの発光及び飛翔は天候状況に左右されるため、ヒメボタルの夜間調査を実施する場合は、調査期間中に少なくとも3回程度実施し、調査時の気温、湿度、風速などの気象状況も記録する。

43

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 植物

重要な植物種及び植物群落：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在



項目	内容
想定される環境影響	<p>①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落への影響が生じることが想定される。</p>
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 調査に当たっては、重要な植物種等や重要な植物群落種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定する。 予測に当たっては、個体や個体群、群落の消失など直接的な影響だけでなく、日照、湿度、騒音・振動の発生、水質、人の活動の拡大などの変化が生息・生育環境に影響を及ぼし、動植物種等の生理的状態や行動、生育状況が徐々に変化するという間接的な影響も予測する。 評価に当たっては、環境保全措置の対象となる植物種等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電機の大規模に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、植物相の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生育する植物の生育環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定する。 文献調査に基づく植物種のリストには、文献から抽出する際に使用した地名等のキーワードを明記する。 植物相の調査ルートは、森林内の林床、河床、池沼・湿地、崖地などの特殊な環境を網羅するよう設定する。 植物相の調査は植物の生育・成長が顕著な時期を中心に、種により出現時期や同定に適した開花期、結実期等が異なることを考慮して、十分な回数行う。 植生自然度9以上、または岩手県自然環境保全指針で保全区分Aとされている場所を改変する計画の場合は、植物社会学的植生調査の他に、該当する改変区域の林相が明らかになるような森林生態学的データ（高木層の種組成と胸高直径階分布）を把握する。

44

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 生態系

地域を特徴づける**生態系**：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、地域を特徴づける生態系への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	・調査に当たっては、重要な動植物種等や重要な環境類型区分、注目種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定する。 ・予測に当たっては、事業が基盤的な環境に及ぼす影響を予測し、影響が及ぶ可能性のある動植物種・群落等やその相互の関係の変化を概括的に幅広く把握する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる生態系に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	【調査手法】 ・基盤的な環境と動植物種との関係を踏まえ、気象、地形、土壌、地質、水文環境、湧水・伏流水の状況、河川等における水深・水温・水質・底質環境・流速等を調査する。 ・水域生態系を含む生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果について食物連鎖図で整理する。
評価・予測・調査手法 (鳥類)	【予測手法】 ・イヌワシの生息環境調査では、風力発電機から500mの範囲を猛禽類が回避して利用しなくなる範囲として予測する。

45

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 景観

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観：工事用資材等の搬出入、地形改変及び施設の使用



項目	内容
想定される環境影響	①建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹林、廃材の搬出に用いる自動車の運行、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、眺望資源、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所、当該場所から景観資源を眺望する景観への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる主要な眺望景観等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	【予測手法】 ・フォトモニタージュは紙面では風車が小さく見えるため、スクリーン投影により大きさを考慮する。 ・巨大かつ垂直な人工物に視野が誘導されることを考慮し、自治体や専門家の意見を踏まえ、垂直見込角だけでなく、眺望特性に応じた広めの水平画角（120°程度）の視野角で予測する。 ・価値認識の対象及び指標に着目して感覚的な変化を可能な限り客観的かつ定量的に予測する。 【調査手法】 ・眺望景観への影響は広域にわたることを踏まえ景観資源を調査する。 ・各景観資源の視野可能域及び視野可能域内の眺望点の分布状況を把握する。 ・眺望点からの眺めを把握し、眺望方向に事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる可能性があるか、単体としての工作物ではなく群としての工作物がどの程度存在するかを把握する。 ・眺望景観の利用及び眺めの状態を把握し、眺望景観の価値認識の対象及び指標を選定する。 ・予測・評価の対象とした眺望景観について、選定した指標を用いて、眺望景観ごとに必要なアンケート等の調査を行う。

46

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト 人と自然との触れ合いの活動の場

主要な人と自然との触れ合いの活動の場：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所、③風力発電所の運転により、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	評価に当たっては、環境保全措置の対象となる触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場へのアクセス特性等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	【予測手法】 ・施設の稼働に伴う騒音や景観変化により触れ合い活動を支える場の状態が変化する可能性を予測する。 【調査手法】 ・バードウォッチングにおける静けさなど人と自然との触れ合いの活動を支えている場の状態を調査する。

47

2. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト

共通事項



項目	内容
共通事項	・年（年度）の表記は、西暦で統一するか、和暦に西暦を付記しているか。 ・経済産業省に提出する方法書・準備書チェックリストを添付しているか。

48

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の環境保全措置等の報告に関する指針

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の環境保全措置等の報告に関する指針

<環境影響評価審査書の作成> (第3条)

- 知事は、事業者から評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成する。※「1.立地選定に関する基準」の基準1及び基準2を満たさない事業に限る。

<事後調査計画書の作成・提出> (第7・8条)

- 事業者は、評価書の事後調査計画に変更がある場合は、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。知事は、市町村長の意見を勘案して事後調査計画書に対する意見を述べる。

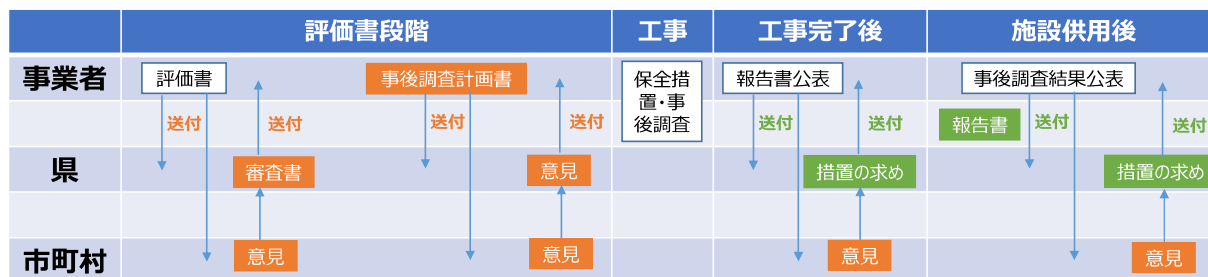
<報告書の送付> (第11～13条)

- 事業者は、環境保全措置等の報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に送付する。知事は、市町村長の意見を勘案し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求める。

➡ **効果のあった環境保全措置が公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくできる。**



指針のフロー



51

3. 環境保全措置等の報告に関する指針

指針の概要



条項	項目	規定
第1条	趣旨	・陸上風力発電所の環境影響評価書の公告・縦覧後の手続に関する必要な事項を定める
第2条	定義	・対象事業：立地選定に関する基準1又は2を満たさない事業をいう
第3条	審査書の作成	・知事は、評価書について環境の保全の見地から審査し、審査書を作成する
第4条	事後調査の目的	・予測及び評価の検証によりアセスの実効性を確保し、評価技術の向上を図る
第5～6条	事後調査の項目、手法	・予測の不確実性が大きい項目、効果の知見が不十分な保全措置を講ずる場合等に実施する ・事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討を行う
第7条～8条	事後調査計画書	・事業者は、評価書に変更がない場合を除き、事後調査計画書を作成し、知事等に提出する ・知事は、市町村長及びアセス審査会の意見を聴いて、事後調査計画書について意見を述べる
第9条	事後調査の実施	・事業者は、知事意見を勘案し、事後調査を行う
第10条	工事着手等の届出	・事業者は、工事着手又は工事完了のとき、知事等に届け出る
第11条～13条	報告書の送付	・事業者は、工事完了後に事後調査結果等の報告書を作成し、知事等に送付する ・知事は、市町村長及びアセス審査会の意見を聴いて、必要ときは保全措置を求める
第14条～16条	工事中・供用後報告書の作成・送付	・事業者は、工事中又は供用後に事後調査結果等の報告書を作成し、知事等に送付する ・知事は、市町村長及びアセス審査会の意見を聴いて、必要ときは保全措置を求める
第17条	報告・資料提出	・知事は、必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる

52



趣旨及び定義

第1条 この指針は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）又は岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づく陸上風力発電所の環境影響評価の適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この指針に使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法又は条例において使用する用語の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象事業 法第2条第4項又は条例第2条第4項に定める対象事業のうち次の要件を満たしている事業をいう。

ア 陸上風力発電所に係る事業

イ 陸上風力発電事業に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準の基準1又は基準2を満たさない事業。

(2) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。

(3) 事後調査 対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事業者が行う調査をいう。

【解説】

・「陸上風力発電事業に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準」の**基準1又は基準2を満たさない事業は、環境の保全への支障を生じるおそれがある事業**である。

・これらの事業は、**地域の環境保全の適正な配慮を確保**する観点から、**事業着手後の環境保全措置等の報告**によって、事業による影響の程度を県民、関係地方自治体に**情報提供**するとともに、**重大な影響が懸念される場合には、県民等の意見を**勘案して、必要に応じて**追加的な環境保全措置**を講ずることにより、**環境の保全上の支障を防止することが必要**である。

・これにより、**効果のあった環境保全措置は公式に評価**され、**効果が得られていない場合も県の助言を得て対応**することで、**地域の懸念を払しょく**できる。

・一方、**同基準2を満たす事業や基準3に係る事業のうち環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことが確認された事業**は、環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことから、本指針の**対象としない**。

・本解説は、報告書手続や事後調査の留意事項について、参考文献に掲げた既存ガイドラインを参考に、本県の実情に即してとりまとめたものである。



環境影響評価審査書の作成

第3条 知事は、対象事業に係る法第26条第2項又は条例第22条第3項に規定する評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成するものとする。

2 前項の場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

【解説①】（評価書と環境保全の見地からの意見）

・事業者は、準備書についての知事意見及び一般の意見を受けて、準備書の記載事項に検討を加え、**評価書を作成し、経済産業大臣に届出**する。経済産業大臣による評価書の**変更命令がない場合は評価書が確定**し、事業者は評価書を知事及び市町村長に送付するとともに、**公告・縦覧**を行うこととなる。

・アセス制度においては、**準備書の公告・縦覧から評価書の作成に至る手続は、環境影響評価法の核となる手続とされている**。すなわち、法は、事業者が地方公共団体や一般の**意見を聴取**しつつ、自らの事業の環境影響についての**調査、予測及び評価並びに環境保全対策の検討**を行い、事業に係る**環境の保全について適正な配慮を確保**することを目的とするものであり、事業者自らが**環境影響評価を行った結果を準備書という形でとりまとめ、外部手続を経てこれを適宜修正して評価書を作り上げる手続は、法において中心的な位置づけを有する**。評価書は、**環境影響評価の結果を集約した書面**であり、法が基礎とする**事業者によるセルフコントロールの成果物、環境保全のための計画書としての意義**を有する。

・しかしながら、**知事は、準備書についての環境保全の見地からの意見を述べることはできるが、評価書についての意見は述べるできない**仕組みとなっている。

・この点、**発電所事業以外の事業**の場合は、準備書については、都道府県知事が環境保全の見地からの意見を述べ、**評価書については、環境大臣が環境の保全の見地からの意見を述べ、免許等を行う者はその意見を勘案して環境の保全の見地からの意見を述べる**こととなっている。



環境影響評価審査書の作成

第3条 知事は、対象事業に係る法第26条第2項又は条例第22条第3項に規定する評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成するものとする。

2 前項の場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

【解説②】（発電所事業と環境保全の見地からの意見）

・一方で、**発電所事業**の場合は、**準備書**については、**環境保全の見地からの意見は、都道府県知事及び環境大臣から経済産業大臣あてに述べられるが、経済産業大臣から事業者に行われる勸告は、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するために必要があると認めるときになされるものである。**また、**評価書**については、**環境大臣による環境の保全の見地からの意見が述べられる仕組みはなく、経済産業大臣が環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するために特に必要があり、かつ、適切であると認めるときはに評価書を変更すべきと命ずることができることとなっている。**いずれの場合においても、**経済産業大臣による勸告は、環境の保全についての適正な配慮の確保を目的としているが、これは、環境の保全上の支障を生ずるおそれがないかどうかという水準にとどまるものと解されている。**

・**環境の保全の見地からの意見は、環境の保全上の支障の防止のレベルにとどまらず、より高い環境の保全のレベルを目指して、事業者の自主的努力を促進する観点を含めて述べられる意見**である。地域における風力発電事業の環境影響への懸念が高まっていることや、風力発電事業による環境影響の予測の不確実性が高く、環境保全措置の効果に係る知見も未だ不十分な現状を踏まえれば、**発電所事業に係る評価書についての環境保全の見地からの意見が誰からも述べられず、事業者が、環境の保全の見地からの意見を勘案して評価書を補正する仕組みとなっていないこと**は、より高い環境の保全のレベルを確保する観点から、**現況制度における課題**ととらえるべきである。

・このため、県が評価書の内容について環境の保全の見地から審査し、その結果を事業者及び関係市町村長に送付するものである。

・事業者は、**環境保全の見地からの意見**を、**事業の実施を通じて目指すべき、より高い環境の保全の目標**として捉え、環境保全措置や事後調査を適切に実施することで、**地域の合意形成をより確かなものにし、地域と共生する風力発電事業であることを示す**ことできる。

・なお、審査結果を記載した書面については、**評価書は環境影響評価の最終成果物**であることを踏まえ、次の手続段階の環境影響評価図書に反映することを検討する必要がある「意見」ではなく、評価書についての**県の環境保全の見地からの見解を示した「環境影響評価審査書」としている。**

55



事後調査の目的

第4条 事後調査は、環境影響の予測及び評価の検証を行うことにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保するとともに、環境影響評価の手法や環境保全措置の技術の向上を図ることを目的とする。

【解説】

・予測等の結果には多かれ少なかれ不確実性が伴うものであり、**予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等**において、環境への影響の重大性に応じ、**事後調査の必要性を検討**することとされている。

・すなわち、**予測の精度が高くない場合においてその予測が妥当であったかどうかを確認**することにより予測の不確実性を補うとともに、**講じようとする環境保全措置の効果の見通しが十分に得られない場合**において計画通り保全措置が実施され、**期待された効果が得られたかどうかを確認**することにより、**環境保全措置の追加や見直しの必要性を検討**するものである。

・事後調査を適切に実施することにより、環境影響評価の実施後の**環境配慮の実効性が確保**されるとともに、今後の**環境影響評価手法や環境保全措置の技術の向上**のほか、これらに係る**コストの低減**にも資するものである。



指針の考え方



事後調査の項目

第5条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

【解説①】

1 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

- (ア) 未だ予測の手法が確立されておらず、新しい予測手法を採用した場合や類似事例等によった場合
- (イ) 過去の環境アセスメントの実績等から採用した定量的な予測手法によったが最新の研究報告等から予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、風車騒音による健康影響のリスク等が考えられる。
- (ウ) 定量的な予測手法による予測の結果、重大な影響が生じるおそれがあると考えられたものの、予測の不確実性を理由に影響を回避する保全措置を講じなかった場合で、具体例としては、猛禽類の風車への衝突リスク等が考えられる。

2 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

- (ア) 過去に風力発電所が立地された例がない又は少ない、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある区域で事業を実施する場合で、具体例としては、レッドゾーン内での土地改変等が考えられる。
- (イ) 過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、ブレードの彩色や風車ヤードの草地化防止等の猛禽類の衝突防止策や、風車との離隔を1 km以上確保していない騒音に係る環境保全措置等が考えられる。
- (ウ) 立地条件等により効果が異なるため、個別的に効果を検証する必要がある場合で、具体例としては、植物の移植等が考えられる。

57



指針の考え方



事後調査の項目

第5条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

【解説②】

3 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

・環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している場合で、具体例としては、猛禽類に係る環境保全措置等が考えられる。

4 代償措置を講ずる場合であって、効果の不確実性及び知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

・効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代償措置の効果を把握する必要がある場合で、具体例としては、イヌワシの餌場の創出等が考えられる。

なお、評価書の公告後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じた場合は、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、事後調査の項目を変更又は追加する必要がある。

58



事後調査の手法

第6条 事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

【解説①】

1 事後調査の手法

事後調査は、実際の事業の実施に伴う環境への影響を把握するとともに、把握された影響について、**環境影響評価で実施した調査結果や予測結果と比較**することを前提としており、事後調査を行うこととした環境影響評価の**項目の特性や、地域特性等に応じて、適切な手法を検討**する必要がある。事後調査の手法は、**現況調査と比較可能な結果が得られるものとする**ことが望ましく、**事後調査の項目ごとにできるだけ具体的に記載**することが望ましい。

・**基本的には現況調査と同じ手法**とするが、大気汚染物質や騒音等の測定に当たっては、公定法が定められている場合が多いので、基本的にそれに準じるものとする。

・**生物等の事後調査**については、よりの確に影響を把握するとともに、その保全について配慮する必要があることから、**必要に応じ専門家の意見を踏まえ、調査範囲や頻度を増減する等の適切な配慮**が必要である。

・**評価書の公告後**に、対象事業実施区域及びその周辺において**環境の状況の変化**が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、**事後調査の手法を変更又は追加**した場合には、その内容と併せて、**変更の経緯や理由を整理**することが適当である。

・事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、**できる限り環境影響が小さい手法を選定**する必要がある。

・事後調査の手法に関しては、**客観的かつ科学的根拠に基づく検討**が必要であるため、必要に応じて**専門家の助言**を受ける必要がある。

・国、地方公共団体等の環境調査結果等の**事業者以外が実施している調査結果**(大気汚染常時監視測定結果、道路交通センサス、公共用水域水質測定結果、地下水水位観測データ等)の利用が可能なものについては、**有効に活用**することが考えられる。

・なお、環境影響評価の実施後に、事後調査とは別に、事業者により自主的に環境監視調査を実施し、地域住民に対して公表しているケースもある。

59



事後調査の手法

第6条 事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

【解説②】

2 事後調査の地域・地点

・事後調査の地点は、**現況調査・予測を行った地点とすることを基本**するが、評価書において**計画した事後調査の地域以外にも、事後調査が必要とされる地域が明らかになった場合は、その地域も調査地域とし、必要に応じて調査地点を追加**することが適当である。

60



指針の考え方



事後調査の手法

第6条 事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

【解説③】

3 事後調査の時期・期間

・**事後調査の実施時期**については、**環境影響評価において設定した予測対象時期に事後調査を実施することが基本**となる。供用後の事業活動が**定常状態となる時期を想定して予測・評価を実施した場合**には、**予測条件が成立した段階で事後調査を実施する**。効果が不確実な**環境保全措置を講じた場合**に行う事後調査においては、環境保全措置の**効果を適切に把握できる時期に事後調査を実施する必要がある**。

・**生物に関する影響**については、季節による出現形態の差異や出現量の変動が生じるため、対象とする**生物種の生活史や種間関係等の生態的な特性も踏まえ**上で適切な時期を設定する（宮城県）。改変区域における陸生生物の影響については、環境条件（緑化等）が安定した状況において調査を行う必要があり、供用後一定期間を経て実施することも考慮する必要がある。

・**事後調査の実施期間**については、**環境影響評価の結果との比較検討ができるような期間を設定**することが望ましい。

・いわゆる**公害関係項目**については、影響の形態として物理現象が大半であるが、環境の状況を把握する観点から、**現況調査と同様1年間程度**は行う必要がある。

・**生物に関する影響**については、工事中の影響と供用後の影響、地域による生物分布の差等複雑な関係があることから、必要に応じ**専門家の意見を踏まえ調査期間を設定**する必要がある。自然環境のように**安定的な状態に達するのにある程度の時間を要する場合**、あるいは事業特性により**供用後徐々に環境影響が増していくことが想定される場合等**については、必要に応じ、**ある程度長期間の定期的な事後調査を実施する必要がある**。特に、**イヌシ**については、事後調査を1年実施しただけでは出現数の増減程度しか把握できないため、**繁殖への影響を評価するため、事業着手から運用開始後4～5年実施する必要がある**。

・**環境配慮施設（学校、病院、住居）や環境の変化に敏感な動植物の生息地が近接している場合**には、調査結果が速やかに検証されるよう、調査を行いつつ工事を実施するなど、**調査期間内の調査頻度を高くする必要がある**。

・なお、**予測時期に至る期間が長い場合**においては、経過を把握するために、事業の進捗内容を考慮して、予測時期に至る**期間の途中であっても適切な時期に事後調査を実施する必要がある**。

61



指針の考え方



事後調査計画書の作成等

第7条 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成するものとする。ただし、評価書に記載された法第14条第1項第7号の八又は条例第14条第1項第7号ウに掲げる事項に変更ない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付するものとする。

【解説】

・本条では、事業者において、**事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ**、必要に応じて**評価書における事後調査計画を見直し**、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成することを定めている。

①事後調査を行うこととした**理由**

②事後調査の**項目及び手法**

③事後調査の結果により**環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応**の方針

④事後調査の**結果の公表の方法**

⑤関係地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

⑥対象事業に係る施設等を譲渡した場合当該譲渡後における事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

⑦前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

・上記の内容は、**アセス省令において、評価書に記載する事後調査の項目及び手法選定に当たり明らかにするよう努めるべき事項とされているものと同様**である。

・事後調査計画書を作成したときは、評価書を送付した知事及び関係市町村長に送付することを定めている。

・ただし、評価書の公告の日から**長期間を経ずに事業が着手**される場合であって、**事業計画の変更や周囲の環境の変化等により、評価書に記載した事後調査計画の変更の必要がないと認められる場合**については、事後調査計画の**作成を要しないもの**としている。

62



事後調査計画書についての知事の意見

第8条 知事は、前条第2項の事後調査計画書の送付を受けたときは、送付を受けた日から30日以内に、事業者に対し、必要に応じて、事後調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

・知事の**環境保全の見地からの意見**は、行政手続条例（平成8年条例第3号）上は**行政指導として位置付け**られる。行政手続条例第30条は、行政指導について、「当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと」、「行政指導の内容があくまでも**相手方の任意の協力によってのみ実現**されるものであること」に留意すべき旨を定めている。

・前者については、**岩手県環境基本条例**（平成10年条例第22号）第15条において、「県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する**事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努める**」と規定されており、意見を述べるための根拠となる規定があることから、**知事の「任務又は所掌事務の範囲」**に含まれる。

・後者については、事業者は知事の意見を「**勘案**」して事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うこととなる（第9条）が、その**意見に従うかどうかは事業者の任意**によることとなる。



事後調査の実施

第9条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うものとする。

【解説】

・事後調査の過程で**新たに希少な動植物種等が確認**され、**追加的な事後調査を行う必要**が生じた場合や、**新たな希少な動植物種等が法令等に位置付けられ、その確認が必要**となった場合等においては、**追加的な事後調査**を行うことが適当である。

・事後調査の過程で、**より適切な手法が明らかになった場合には、それを採用**することが適当である。

・評価書において事業計画として記載した内容と実際に実施した内容は、例えば**工事工程等において相違が生じる場合**が想定される。このため、事業計画の変更に伴い、新たな環境影響が生じることが想定される場合については、変更により生じる環境影響の程度を把握し、**必要に応じて事後調査の内容を見直す**などにより、環境影響を可能な限り回避・低減する。その際、見直しを行う事後調査の内容等について、必要に応じて事前に許認可等権者や環境保全課に報告し、協議しながら進める必要がある。

・事後調査の結果、**予測結果を上回る著しい環境影響が確認**された場合には、必要に応じて**環境保全措置の追加・再検討**を実施することとなる。事後調査は、**予測の不確実性等を補う観点から位置づけ**られているものであり、事後調査結果に応じて**追加的な環境保全措置を検討することは、事後調査の中で最も重要な事項**である。

・追加的な環境保全措置を検討する可能性がある場合には、その実施が可能となるような事後調査の実施計画としておくことが必要である。

・**事後調査の終了の判断**に際しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であることから、その検討の必要に応じ**専門家の意見を聞くこと等**を行うものとする。例えば、一定の対策が取られていて、かつ事後調査の結果が事前の予測の範囲内に収まってきたという段階であれば、事後調査は終了することができると思われる。



工事着手及び工事完了の報告

第10条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に書面により届け出るものとする。

【解説】

・評価書又は事後調査計画書に記載された事後調査計画に基づく**事後調査**は、**工事中の影響や供用後の影響を調査**するものであり、**工事の着手及び完了の時期は事後調査を実施する時期と密接に関わる**ことから、工事に着手したとき、及び工事が完了したときに、評価書又は事業計画書を送付した知事及び関係市町村長に届け出ることを定めている。



環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説①】（報告書の送付）

・**環境影響評価法**では、事業者は、**免許等を行う者等へ事後調査報告書を送付し公表**することになっており、**免許等を行う者は、環境大臣に報告書を送付し、環境大臣の意見を勘案して環境保全の見地からの意見を述べる**ことができる。他方、**発電所の場合の報告書手続は、事業者による報告書の公表のみで、国への送付は義務付けられていない**。

・これは電気事業法において、経済産業大臣による工事計画の認可等の条件に、確定した環境影響評価書に記載されたとおりに工事を行うことが罰則とともに義務付けられており、工事計画届出において施設の設置場所や構造等を確認することにより、評価書に記載された環境保全措置の実施を担保することが可能との考えに基づくものである。

・一方で、**風力発電**においては、**バードストライク等の予測の不確実性が高い環境影響が懸念**されるため、工事計画届出における施設の設置場所や構造等の確認のみによっては**評価書に記載の環境保全措置が担保できない**。また、予測の不確実性を補完するためには、**事後調査**によって影響を適切に把握し、必要に応じて**追加的な環境保全措置を講ずることにより、適切な環境配慮を確保**することが必要であるが、**そもそも報告書の提出がない中では、これらの適切な対応を担保できない**。

・このため、**国では、風力発電については、発電事業以外の法対象事業と同様に、事後的な環境保全措置の実効性を担保**するため、**事業者が国に報告書を送付**した上で、経済産業大臣及び環境大臣が**意見を述べる**ことができる仕組みとする必要があるとしているが、**地方公共団体に関する取扱いが不明**である。

・**風力発電は立地による影響が大きい**ところ、**バードストライク等予測の不確実性が高い環境影響評価項目**については、**事後調査の結果、重大な環境影響を及ぼす事象が確認された場合に、アセス審査会**はもとより、**自治体や地域の環境に精通した専門家の意見を踏まえ、適切に追加的な環境保全措置が講じられるよう事業者を求める**必要がある。

・事業者は、**効果のあった環境保全措置は公式に評価**され、**効果が得られていない場合も県の助言を得て対応**することで、**地域の懸念を払しょく**できる。また、**不確実性の高い環境影響評価項目についての環境保全措置の効果や事後調査の手法に関する知見の充実**を図ることは、**今後の環境アセスの円滑な審査にも資する**と考えられる。



環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説②-1】（報告書の作成時期）

・環境影響評価法第38条の2では、**事業の実施（工事）において講じた環境保全措置や事後調査について報告書を作成**することとしており、基本的事項では、**工事が完了した段階で1回作成・公表することを基本**としているが、例えば以下のような場合など、**事業特性や状況に応じて環境影響評価法に基づく報告書又はこれに相当する文書や補足のための文書を複数回にわたり作成・公表することが適当**な場合もある。

①環境保全措置の効果が確認されるまで長期間を要することが想定される場合

②対象事業の工事が長期に及ぶ場合

③一連の工事において工期が分割して行われ、段階的に供用が開始される場合

・**事業特性や地域特性、環境保全措置の内容、事後調査の項目等に応じて、環境保全措置の効果が確認できるまでの期間や事後調査に必要な期間が異なるため、これらを踏まえた適切な時期を検討**することが適当である。

・環境保全措置の効果等が比較的短期間で確認できると想定される場合には、その措置が効果を発揮していることを確認した後に報告書を作成することが適当である。



環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説②-2】（報告書の作成時期）

・一方、特に**動植物等に関する環境保全措置**については、措置後すぐに効果が現れるかどうか不明確なものがある。このように**環境保全措置の効果等の確認に長期的な調査等が必要な場合**には、それらを確認した上で報告書を作成しようとすると報告書の作成時期が遅れ、事業実施における適切な環境の保全の配慮の実施についての透明性や住民等との信頼性の確保が困難になることが想定されることから、こうした場合には、**工事完了後の一定期間を経た段階で1回作成することが適当**である。また、その後、**継続して行う環境保全措置や事後調査の結果等**については、継続的な効果等の把握とその検証のため、その結果等を時系列に沿って比較可能となるよう整理を行い、**報告書とは別に、適切な時期に公表**することが適当である。**当該公表の際は、第16条による工事中又は供用後報告書を作成**することとなる。

・工事完了後、一定期間を経た段階としては、例えば、工事完了後、評価書に記載した現況の把握のための調査を実施した期間と同等の期間を経た段階とすることが考えられる。

・**工期が段階的に分割**しており、工事が終了した部分から順次供用が開始される場合には、環境影響が最大となる時期を考慮して、**工事中であっても段階的な供用が開始された時点で、報告書の作成・公表や環境保全措置等の結果等の公表**を行うことが適当である。なお、段階的な供用が開始されたそれぞれの時点で報告書の作成又は環境保全措置等の結果等の公表を行う場合には、環境の状況の変化を時系列的に把握するため、それ以前に公表した内容も含めて整理することが望ましい。これらの**公表の際は、第16条による工事中又は供用後報告書を作成**することとなる。

・報告書については、評価書において事後調査の計画と併せて具体的な作成時期を含む作成に係る計画を示した上で、当該計画に基づき作成することが望ましい。



環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説③-1】（報告書の記載事項）

1. 対象事業に関する基礎的な情報

評価書及び事後調査計画書に記載した事業計画の内容について、**工事の完了により確定した内容を具体的に記載**する。

・事業計画の変更が生じた場合には、事業計画の変更に関する情報は適正な環境保全を確保する基礎となるため、**変更の内容、経緯及び理由等について丁寧に記載**することが重要である。

・具体的には、評価書において事業計画として記載した内容と実際に実施した内容は、例えば工事工程等において相違が生じる場合が想定されるため、これらの相違の内容を明らかにしつつ、相違が生じた理由及び経緯等について丁寧に記載する。



環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説③-2】（報告書の記載事項）

2. 事後調査の項目、手法及び結果

【項目】については、評価書及び事後調査計画書に記載した事後調査の計画の内容を踏まえ、**実際に実施した事後調査の項目を記載**する。

【手法】については、事後調査の項目ごとに、調査した**情報の種類、調査地域・地点、調査期間・頻度、調査手法等**を具体的に記載する。

【結果】については、**環境影響評価の結果と比較できるように整理**する。

・事後調査の過程で**新たに希少な動植物種等が確認**され、追加的な事後調査を行う必要が生じた場合や、**新たな希少な動植物種等が法令等に位置付けられ**、その確認が必要となった場合等においては、**追加的な事後調査の内容及び結果、その検討経緯や理由を記載**することが適当である。

・事後調査の過程で、**より適切な手法を採用**した場合は、新たに採用した手法の内容を併せて、その**検討経緯や理由も記載**することが適当である。

・事後調査計画書の提出後に、対象事業実施区域及びその周辺において**環境の状況の変化**が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、**事後調査の項目を変更又は追加**した場合には、その内容と併せて、**変更の経緯や理由を記載**することが適当である。

・事後調査の結果を整理する際は、環境影響評価の予測の際にその前提となる環境の状況として設定した条件なども合わせて整理し、予測結果と事後調査結果が比較できるようにすることが重要である。



指針の考え方

環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説③-3】（報告書の記載事項）

3.環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

・報告書に記載する**環境保全措置**は、回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであってその効果が確実にないとして環境省令で定められた、

① **希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置**

② **希少な動植物の保護のために必要な措置**

③ **回復することが困難であって保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって効果が確実にないもの**である。

・**評価書の公告後**に、対象事業実施区域及びその周辺において**環境の状況の変化**が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、報告書に記載する必要のある**環境保全措置を変更又は追加**した場合には、その内容と併せて、**変更の経緯、理由等を記載**することが適当である。

・環境保全措置の実施内容については、実施した場所、時期、方法を具体的に記載することが必要であり、また、必要に応じて写真等を掲載するなど分かりやすく整理することが望ましい。

・**環境保全措置の効果**は、事後調査の結果と**環境影響評価の予測結果を比較し、事前の予測の範囲に収まっているかを確認**することなどにより把握できると考えられる。また、評価書において環境保全措置を講じた場合の目標を定めている場合は、その目標との比較により効果を把握できると考えられる。

・環境保全措置の効果が**予測結果や環境保全上の目標等と異なる場合**には、その**要因を考察**し、特に対象事業の実施による環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて**追加の環境保全措置等を実施**するとともに、その**検討経緯や内容等を記載**し、事後調査に基づく**追加的な環境保全措置等の結果を別途公表することが重要**である。

・他方、予測結果と比較して、環境影響が小さかった場合には、その要因を分析し、積極的な環境保全措置の効果であると認められる場合には、その旨を記載することも可能である。

71



指針の考え方

環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説③-4】（報告書の記載事項）

4.専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等

・事後調査の**項目及び手法の設定**、並びに**事後調査の終了の判断、事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施**に際しては、必要に応じ**専門家の助言を受けること等により、客観的・科学的な根拠に基づき、検討**する。

・環境保全措置や事後調査の結果等についての妥当性の確認等が必要な場合は、必要に応じて専門家等の助言を受けて妥当性の確認や情報の補完を行うことが適当である。

・環境保全措置の内容、事後調査の項目、事業実施区域及びその周辺の地域特性等に応じて、**環境保全活動を行う民間団体や地域における環境の状況に詳しい者等にヒアリング**を行うことも考えられる。

・専門家の助言を受けた場合は、その助言の内容及び専門家の専門分野を記載する。

・環境影響評価の手法における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（公的研究機関、大学等）についても記載するように努める。専門家の了解が得られている場合を除き、属性から個人が特定されないことがないよう配慮する。



環境保全措置等の報告書の送付

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説③-5】（報告書の記載事項）

5.報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

・「**報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合**」としては、以下のような場合が考えられる。

- ① 評価書に記載された事後調査の計画において、**事後調査の期間が供用後まで設定**されている場合
- ② **準備書への知事意見等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められている**場合
- ③ 報告書に記載された**事後調査の結果から、引き続き調査や環境保全措置を行う必要**が認められた場合
- ④ 報告書の作成時点で**効果が確認できていない環境保全措置**がある場合

・また、以下のような場合には、報告書の公表時点では、報告書の作成以降に行う事後調査や環境保全措置の内容が把握できないため、報告書に事後調査等の計画を記載することができない。このような場合には事後調査等の計画が確定した段階で、必要に応じて、その内容、経緯、理由を記載した文書を、**報告書または報告書とは別の補足的な文書として作成し、公表**するとともに、第16条による**工事中又は供用後報告書を作成**する。

- ① **報告書への知事意見等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められた**場合
- ② **報告書の作成以降に環境保全措置や事後調査の追加・変更**を行う必要が生じた場合

・報告書作成以降に環境保全措置や事後調査を行う場合においては、必要に応じ専門家等の助言を受けることが適当である。

・結果の公表に関しては、公表の時期や頻度、方法等をできる限り記載するものとする。



環境保全措置等の報告書についての意見の聴取

第12条 知事は、前条の報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して報告書について意見を求めるとともに、報告書について岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

【解説】

・報告書についての市町村長の意見及び環境影響評価技術審査会の意見を聴取するものである。市町村長及び環境影響評価技術審査会の意見聴取の結果は、第15条による知事による措置の求めに反映されることとなる。

環境の保全のための措置の求め

第13条 知事は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。

2 知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

・知事の措置の求めに当たっては、市町村長及び環境影響評価技術審査会の意見を勘案すべきことを定めているものである。



指針の考え方

工事中又は供用後報告書の作成及び送付

第14条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書（「以下「工事中又は供用後報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。

- (1) 対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) 第2号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

【解説①】（「工事中」及び「供用後」報告の重要性）

・**環境影響評価法及び基本的事項**では、工事中に講じた環境保全措置や事後調査について**工事が完了した段階で1回報告書を作成することを基本**としている。しかし、報告書の作成とは別に、**必要に応じて、工事中や供用後に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが想定**されるため、第11条第3項でその旨規定している。

・**環境影響評価法及び基本的事項**では、**必要に応じての結果等の公表については、報告書の作成等に関する特段の定めがないが、特に希少猛禽類への環境影響等については工事中や発電所の供用後に発現する可能性が高く、これらの影響についての事後調査は、工事中から供用後にかけて長期間実施することが必要**であることから、**工事完了段階の報告書の作成に準じて、必要に応じての工事中又は供用後の環境保全措置や事後調査の結果等の公表についても、報告書の作成に係る具体的な手続きを定めたものである。**

・事業者は、**効果のあった環境保全措置は公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応**することで、**地域の懸念を払しょく**できる。また、不確実性の高い環境影響評価項目についての**環境保全措置の効果や事後調査の手法に関する知見の充実**を図ることは、今後の**環境アセスの円滑な審査にも資するもの**と考えられる。

75



指針の考え方

工事中又は供用後報告書

第14条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、[略] 省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書（「以下「工事中又は供用後報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。（1）

- 対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) 第2号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

【解説②】（「工事中」及び「供用後」報告が必要な場合）

・**「工事中」**に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが必要となる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられる。

①**工事が長期にわたる**などの理由により、評価書が公告された後、工事完了後の報告書の公表まで長期間にわたり環境保全措置や事後調査の結果等の公表が行われない場合

②**工期が段階的に分割**されており、工事が終了した部分から順次供用が開始される場合

③**工事中に、法令等で指定されている希少な動植物種等が確認**され、新たに環境保全措置等が必要となった場合

・**「供用後」**に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが必要となる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられる。

①**イヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）**で事業を実施する場合

②評価書に記載した事後調査の計画において、**供用後まで事後調査の期間を設定**している場合

③**準備書への知事意見**等において、**供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められている**場合

④報告書に記載された**事後調査の結果から、引き続き調査等を行う必要**が認められた場合

⑤報告書の作成時点で**効果が確認できていない環境保全措置**がある場合

⑥**報告書への知事意見**において**供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められた**場合

⑦報告書の作成以降に環境保全措置や事後調査の追加・変更を行う必要が生じた場合

76



工事中又は供用後報告書

第14条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、[略] 省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書（以下「工事中又は供用後報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。（1）対象事業に関する基礎的な情報

- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) 第2号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

【解説③】（報告書の作成時期）

- ・工事中や供用後に環境保全措置や事後調査の結果等を公表する場合の公表時期や内容については、評価書に記載された予測結果と適切に比較可能となるよう留意する。例えば、予測結果と比較可能な環境保全措置の効果等の把握ができた時期や工事中や供用後の影響が最大となる時期等を考慮して行い、これらに関する報告書の作成方法等は、第11条の報告書の公表等に準じることが基本となる。
- ・環境保全措置や事後調査の項目ごとにその効果や結果を把握できる時期が異なる場合は、評価書に記載された予測結果と適切な比較が可能となるよう留意した上で、把握できた効果等について、それぞれ適切な時期に個別に公表することが適当である。
- ・事後調査や環境保全措置の結果等の公表を複数回行う場合には、環境の状況の変化を時系列的に把握するため、それ以前に公表した内容も含めて整理することが望ましい。この点は、工事中又は供用後報告書の作成に当たっても同様に留意する必要がある。



工事中又は供用後報告書についての意見の聴取

第15条 知事は、前条の規定による工事中又は供用後報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して当該報告書について意見を求めるとともに、岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

【解説】

- ・第12条による報告書についての意見の聴取と同趣旨である。

環境の保全のための措置の求め

第16条 知事は、前条の意見が述べられたときはこれらを勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、当該措置を講ずるよう求めるものとする。

2 知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

- ・第13条による環境の保全のための措置の求めと同趣旨である。

報告及び資料提出の求め

第17条 知事は、この指針の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めるものとする。

【解説】

- ・指針の施行に必要な限度とは、第13条及び第16条による措置の求めを行うにあたって必要な限度であり、報告書及び工事中又は供用後報告書の記載事項に関して、環境保全措置や事後調査の実施状況等を的確に把握し、事業者に対する必要な助言を適切に行う観点から、事業者に対し、補足的な情報について報告又は資料の提出を求めることを想定している。

4. アセス図書の継続公開等及び希少動植物の情報の利用に関する指針

79

4. アセス図書の継続公表等及び希少動植物の情報の利用に関する指針

<アセス図書のインターネットによる継続公表> (第4・5条)

- 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書を併せて提出する。継続公表は、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行う。

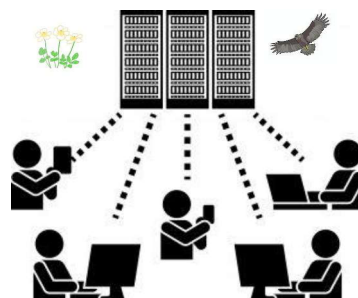
<アセス図書の縦覧に関するルールの整備> (第7～18条)

- 県は、環境保全課執務室及び行政情報センターにおいてアセス図書の縦覧及び貸出しを行う。縦覧期間は事業者による法定縦覧期間の1月間を超えて3～7年行う。

<希少野生動植物に関する情報の利用> (第20・21条)

- 知事は、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報について、複数の事業による累積的な環境影響の評価の目的に限り利用する。

➡ 事業者の環境保全の取組や希少種等の累積影響に資する情報の整備への貢献が可視化され、ESGを重視する様々なステークホルダーから評価される。



80



指針の概要



条項	項目	規定
第1条	趣旨	・アセス図書の継続公表、縦覧等、閲覧等、情報利用に関する必要な事項を定める
第2条	定義	・継続公表：法・条例上の縦覧期間終了後に知事が行うインターネット利用による図書の公表
第3条	対象	・配慮書（法のみ）、方法書、準備書、評価書、報告書の全てのアセス図書を対象とする
第4条	継続公表及び利用の許諾	・ 県がインターネットでアセス図書を公開することについて、県がアセス図書における希少動植物に関する情報を県が利用することについて、事業者が県に許諾書を提出する
第5条	継続公表の方法	・許諾を得られない部分を除き知事がアセス図書を県のウェブサイトで公表する
第6条	電磁的記録の仕様	・改ざん防止等の観点からウェブサイトで公開する電磁的記録の仕様を規定
第7～18条	縦覧等	・県は環境保全課執務室及び行政情報センターにおいてアセス図書の縦覧等を行う ・縦覧期間は事業者による法定縦覧期間の1月間を超えて3～7年行う ・アセス図書の貸し出しも行う
第19条	著作権保護	・ウェブサイト上に無断転用を禁止する旨記載するなどの著作権保護の対応を行う
第20条	情報の利用	・ 利用の対象とする情報は、希少野生動植物保護条例に定める希少野生動植物に関する情報に限定する
第21条	利用範囲	・県は、複数の事業による 累積的な環境影響の評価の目的に限り利用 する



指針の考え方



趣旨

第1条 この指針は、環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例の規定に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書（以下「環境影響評価図書」という。）について、継続公表、縦覧等、閲覧等及び情報利用に関し必要な事項を定めることとする。

【解説】

・東北地域や北上山地などの県内の一部の地域で複数の風力発電事業が計画されているが、**事業の集中による累積的な影響の評価が十分に行われていない。**

・一方で、環境影響評価図書の公表は、**法定の縦覧期間が1月間に限られ、一部の事業を除いて、継続的な公表が行われておらず、県民をはじめ後発事業者や民間団体が環境影響評価において収集された地域の環境情報を入手・分析することが困難な状況にある。**

・このため、環境影響評価図書の**法定縦覧期間を超えて、県民等がいつでも関係する図書を閲覧できるよう、県による環境影響評価図書の縦覧の仕組みを整え、県民等の情報の利用機会の確保や地域全体の環境負荷低減に資する環境情報の共有を図るための仕組みを整備**するものである。

・また、**情報の利用**については、現状、**累積的な環境影響を評価するための他事業者との情報の共有は、事業者の努力に委ねられているが、評価に必要な十分な情報が得られていない。**

・加えて、**希少動植物の情報は原則非公開**であるため、計画中の事業の隣接地における**事業の適否を事前に判断することが困難**との声がある。

・希少動植物に対する**累積的な影響を評価**するためには、**非公開の図書情報を活用することが必要**であることから、**県が行政文書として保有する環境影響評価図書の非公開情報を分析し、累積的影響の予測及び評価に資するデータベースを構築**することにより、地域全体の環境影響を低減できるよう、**県が行う環境影響評価図書の情報の利用に関するルール**を定めるものである。

・事業者は、**環境保全の取組を可視化**することで様々な**ステークホルダーとの連携・協働を呼び込む**ことが期待されるとともに、**希少種に関する公的情報が整備**されることにより**新たな事業検討の際の調査の効率化**につながる。



指針の考え方



定義

第2条 この指針に使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法又は条例において使用する用語の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 継続公表 事業者による法又は条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間満了後に、知事が行う環境影響評価図書のインターネットの利用による環境影響評価図書の継続的な公表をいう。
- (2) 縦覧等 知事が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しをいう。
- (3) 閲覧等 県民等が行う閲覧又は借出しをいう。
- (4) 情報利用：知事による環境影響評価図書の希少動植物に係る情報の利用をいう。

【解説】

・継続公表の「継続」とは、法・条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間の満了後に、引き続き県が行う公表をいう。法・条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間の定めは、環境影響評価の項目や調査等の手法について、一般の意見を求めるために必要かつ十分な期間として、**閣議決定要綱における準備書・評価書の縦覧期間等を勘案**して定められている。

・一方で、環境影響評価図書は複数の手続段階にわたって作成され、ある段階の図書の内容は次の段階の図書にも継続するものであることから、**事業者の自主的判断**として、法令による**公表義務期間以降も引き続き公開**することは、次の段階の図書を閲覧する**県民等の理解を得るために望ましいこと**とされている。

・本指針は、この**事業者の自主的判断による環境影響評価図書の継続公表を円滑かつ効果的に実施**するため、**県が事業者に代わって継続公表を行うために必要な事項**を定めたものである。

・本指針でいう**縦覧**とは、**県が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しによる県民等の閲覧又は借出し**をいう。

・本指針でいう**情報の利用**については、第1条の趣旨にあるとおり、その目的が、事業の集中による累積的な環境影響を評価し、地域全体の環境負荷の低減を図ること、また、その際に課題となっている希少種等の非公開情報に係る事業者間の情報共有の困難を解消することにあることを踏まえ、**情報の対象としては希少動植物に係る情報**を、**情報の利用の目的としては累積的影響評価の実施**をそれぞれ**明示的に規定**しているものである。

83



指針の考え方



対象

第3条 継続公表、縦覧等の対象とする環境影響評価図書は、別表1の第二欄に示すものであり、事業者により縦覧に供された図書とする。

【解説】

・県による**継続公表**は、**事業者の自主的な判断による継続公表を円滑かつ効果的に実施**するため、**県が事業者に代わって行う**ものであることから、その**対象となる図書は、事業者が法令に基づき縦覧に供した図書**としている。

・継続公表の**対象となる図書**については、**別表1に規定**しているとおり、**法に基づく図書**としては、**計画段階環境配慮書、方法書、準備書、評価書及び環境保全措置等の報告に係る報告書**である。条例に基づく図書としては、**方法書、準備書、評価書及び報告書**である。いずれも要約書を作成した場合はこれも含むものとしている。

・**縦覧等の対象となる図書**についても**上記と同様**としている。

・縦覧等の対象となる図書の**縦覧期間**については、**別表1の三欄に規定**しており、環境影響評価図書が複数の手続段階にわたって作成され、ある段階の図書の内容は次の段階の図書にも継続するという図書の連続性を踏まえ、**縦覧開始日は各図書の県への提出日の翌日を起点**としつつ、**縦覧終了日は、各図書の次の手続段階の図書が県に提出される日まで**とすることを原則としている。

・なお、**評価書**については、環境影響評価の**結果を集約した書面**であり、環境影響評価制度が基礎とする事業者による事業の**セルフコントロールの成果物**であり、**環境保全のための計画書としての意義**を有する重要な図書であることから、**一定の期間、縦覧に供することが必要**と考えられる。

・具体的な**縦覧等の期間**については、**評価書に記載された希少種等の保全に係る措置、評価書に記載された希少種等の保全に係る措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合の当該環境の状況の把握のための措置（いわゆる事後調査）**等の状況を記載するとされている**報告書が作成されるまでは、当該報告書の前提となる評価書の縦覧が行われることが重要**であることから、評価書が作成された後の**工事期間2年間**と、猛禽類等において工事が終了したあとの施設の供用開始後に行われることが推奨されている**事後調査期間4～5年間を勘案し、7年間**としている。

・なお、**行政情報センターにおける縦覧は、規定により原則3年間**とされていることから、**作成後3年を超えた評価書の閲覧**を希望する県民等は、**環境保全課の執務室において引き続き閲覧が可能**となる。

84



指針の考え方

継続公表の許諾等

第4条 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書（様式第1号）を併せて提出する。

2 事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物が含まれるときは、当該著作物の著作権者が公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成するものとする。

【解説】

・環境影響評価図書の縦覧等については、既に事業者により縦覧に供された図書の公表権は消滅していることから、**県が縦覧することについて著作権上の制約はない。**

・事業者による縦覧図書に掲載されていない**希少種等の非公開情報**については、**未公表の著作物に係る公表権が存在する**が、著作権法上、一度**行政に提出された図書は行政文書の扱い**になるため、**行政が公開すること自体は著作者の許諾なしに可能**とされている（著作権法第18条第3項「公表の同意みなし」）ため、情報公開制度における行政文書の**開示請求があれば開示できる。**

・一方で、**インターネット上での公表**については、別途、著作権の支分権である「**公衆送信権**」における**著作者の許諾が必要**とされていることから、この手続を定めたものである。

・環境アセスメント学会の提言（R5.5）では、「アセス図書の情報は国民的情報資産であるゆえに著作権保護よりも公開の義務付けによる国民的利益が大きい」という考え方が示されている。こうした点も踏まえ、本指針では、**県民的情報資産でもある環境影響評価図書**について、**事業者の自主的判断による継続公開を円滑かつ効果的に実施**するため、**県が、著作権者の権利の保護に配慮しつつ、事業者に代わって公開するルール**を定めたものであり、事業者においては、岩手県環境基本条例第5条第2項に定める、**本県の環境の保全及び創造に関する施策への協力義務の履行として、積極的な許諾が期待される。**

・**情報の利用**については、行政が各アセス図書の情報を集約し累積影響の評価等を行うことは、著作権法上、編集著作物のうち「データベースの著作物」を作成するという位置づけになり（著作権法第12条の2第2項）、その構成素材・部品として当該情報を利用するため、個々の素材（＝アセス図書記載情報）の**著作者（＝事業者）の許諾が必要**であることから、その手続を定めたものである。

・事業者は、**環境保全の取組を可視化**することで様々な**ステークホルダーとの連携・協働を呼び込む**ことが期待されるとともに、**希少種に関する公的情報が整備**されることにより**新たな事業検討の際の調査の効率化**につながる。

85



指針の考え方

継続公表の方法等

第5条 継続公表は、事業者から許諾を得られなかった部分を除き、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

2 継続公表は、事業者による縦覧期間終了日以降とする。

【解説】

・環境影響評価図書の継続公表は、**岩手県ホームページの環境影響評価のサイト**で行われる。

・その際、事業ごとにページの階層を掘り下げないと当該事業の環境影響評価図書が継続公表されているかどうか分からないという状態は県民等による情報の利用機会の確保の観点から適切ではないことから、**事業ごとに継続公表がされているかどうかを一覧性をもって把握できるようなサイト構成**とすることが望まれる。

・事業者による**環境保全の取組を可視化**することで、様々な**ステークホルダーとの連携・協働につながる**ことが期待される。

86



指針の考え方



電磁的記録の作成仕様等

第6条 第4条第1項の規定により事業者が県に提出する電磁的記録は、次の各号に掲げる仕様とする。

- (1) 磁気ディスク等に保存すること。
- (2) ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いること。
- (3) 各々のファイル容量は、章ごとに適宜分割すること等により、10MB以下になるようにすること。

【解説】

・インターネットによる継続公表について事業者に行ったヒアリングでは、無断転用や加工等によるトラブルを懸念する声が多い。しかしながら、著作権法では、著作権者により許諾されていない加工、転用等は罰則とともに禁止されており、県民等による私的利用まで、こうした懸念を理由に制約することは、事業者による環境保全の取組を可視化することで様々なステークホルダーとの連携・協働につなげる機会まで失われることとなり、適切ではない。

・このため、環境影響評価図書を県のホームページで継続公表する場合は、改ざんされにくい形式で掲載するなどの対応を行うものである。

・また、ページ数の多い環境影響評価図書をホームページ上で閲覧する際には、適宜、章ごとにファイルを分割し、県民等が容易に求める情報を利用できるように配慮することが重要である。その際、ファイルを分割することで、かえって求める情報がどのファイルに掲載されているかが分からなくならないよう、環境コミュニケーションの推進の観点から、ファイルごとの掲載項目の概要を付記するなどの事業者の配慮が望まれる。



指針の考え方



縦覧の場所等

第7条～第18条 [略]

【解説】

・環境影響評価図書の縦覧等及び閲覧等に関する規定であり、行政情報センターと環境保全課執務室における縦覧等の場所（第7条）、縦覧等の期間（第8条）、縦覧等の方法（第9条）、環境保全課執務室内での閲覧等の日時（第10条）、閲覧等をする者の心得（第11条）、閲覧等の制限（第12条）、閲覧等をした図書の紛失等への対応（第13条）、閲覧等の際の手続（第14条）、貸出しの申込方法（第15条）、貸出しの期間（第16条）、貸出しの決定（第17条）、返却の手続（第18条）を定めている。

著作権保護


第19条 知事は、公表及び縦覧等に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないよう、ウェブサイト上に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権者の権利について、必要な保護を図ることとする。

【解説】

・著作権法では、著作権者により許諾されていない加工、転用等は罰則とともに禁止されている。自主的な判断により継続公開を行おうとする環境配慮に向けた事業者の社会的評価が、一部の者による不法行為により毀損されないよう、著作権者の権利について必要な保護を図ることを定めたものである。

・具体的には、ファイル内の文書・写真・図などは著作権の対象となっており、「私的利用のための複製や引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・販売・貸与・転用、他のホームページへの掲載等は、著作権法違反になることなどを周知することが考えられる。



指針の考え方 

利用情報、利用範囲

第20条 情報利用の対象とする環境影響評価図書の情報は、別表 1 の第二欄の図書に記載された、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年条例第26号）第 2 条第 1 項第 1 から 5 号に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報に限るものとする。

第21条 知事は、前条に規定する情報について、複数の事業による累積的な環境影響の評価の目的に限り利用する。

【解説】

- ・本指針でいう**情報の利用**については、その目的が、事業の集中による累積的な環境影響を評価し、地域全体の環境負荷の低減を図ること、また、その際に課題となっている希少種等の非公開情報に係る事業者間の情報共有の困難を解消することにあることを踏まえ、**情報の対象としては希少動植物に係る情報**を、**情報の利用の目的としては累積的影響評価の実施**をそれぞれ明示的に規定しているものである。
- ・**岩手県希少野生動植物の保護に関する条例**では、野生動植物のうち、①種の**個体数が少ない**、②種の**個体数が減少**しつつある、③種の**個体の生息地又は生育地が消滅**しつつある、④**生息・生育環境が悪化**しつつある、⑤**種の存続に支障を来す事情**があるものを**希少野生動植物**と定めている。これには、種の保存法の指定種や環境省レッドリスト、いわてレッドデータブックに掲載されている種が含まれる。
- ・風力発電は、風況の良い地域に複数の事業が集中する傾向にあり、**複数事業による累積的な影響が懸念**されているが、**先行事業の環境影響評価図書や環境保全措置等の報告書の継続公表が行われていないこと、希少種に関する情報は非公開情報であるため公表される図書には掲載されていないこと**などから、**後発事業者が累積的影響を評価するために必要な基礎データが容易に得られない**という課題がある。
- ・これに対し、**過去の知事意見**では、**事業者間での情報共有を求めている**が、競合する事業者間での**情報のやり取りには一定のハードル**があり、この点、**事業者のみに対応努力を求めるのは限界**があると考えられる。
- ・このため、**希少種に関する累積的な環境影響の評価に必要な環境影響評価図書及び環境保全措置等の報告書等の情報を県が分析し、累積的評価の予測及び評価手法の充実**を図ろうとするものである。
- ・県による**情報の分析の結果や、予測及び評価手法の充実の成果**は、いわてレッドデータブックや岩手県自然環境保全指針の改定、イヌワシの重要生息地に関する情報等として、**事業者等にフィードバック**することにより、事業者による**環境影響評価の円滑な実施につながる**ことが期待される。

参考文献

1	環境アセスメント技術ガイド（2017年、一般社団法人環境アセスメント協会）
2	発電所に係る環境影響評価の手引（2024年改訂、経済産業省）
3	環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方（2017、環境省）
4	青森県環境影響評価技術指針マニュアル（2022年、青森県）
5	宮城県環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査分野）（2012年改訂、宮城県）
6	長野県環境影響評価技術指針マニュアル（2016年、長野県）
7	猛禽類保護の進め方（改訂版）（2012年、環境省）

陸上風力発電所の環境影響評価の環境保全措置等の報告に関する指針

(令和 6 年 月 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この指針は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）又は岩手県環境影響評価条例（平成 10 年岩手県条例第 42 号。以下「条例」という。）の規定に基づく陸上風力発電所の環境影響評価の適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この指針に使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法又は条例において使用する用語の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業 法第 2 条第 4 項又は条例第 2 条第 4 項に定める対象事業のうち次の要件を満たしている事業をいう。
 - ア 陸上風力発電所に係る事業
 - イ 陸上風力発電事業に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準（令和●年●月●日環生第●号環境生活部長通知）の基準 1 又は基準 2 を満たさない事業。
- (2) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。
- (3) 事後調査 対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事業者が行う調査をいう。

(環境影響評価審査書の作成)

第 3 条 知事は、対象事業に係る法第 26 条第 2 項又は条例第 22 条第 3 項に規定する評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定により環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付する。

(事後調査の目的)

第 4 条 事後調査は、環境影響の予測及び評価の検証を行うことにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保するとともに、環境影響評価の手法や環境保全措置の技術の向上を図ることを目的とする。

(事後調査の項目)

第 5 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

(事後調査の手法)

第6条 事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

(事後調査計画書の作成等)

第7条 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成するものとする。ただし、評価書に記載された法第14条第1項第7号のハ又は条例第14条第1項第7号ウに掲げる事項に変更がない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付するものとする。

(事後調査計画書についての知事の意見)

第8条 知事は、前条第2項の事後調査計画書の送付を受けたときは、送付を受けた日から30日以内に、事業者に対し、必要に応じて、事後調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

(事後調査の実施)

第9条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うものとする。

(工事着手及び工事完了の報告)

第10条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に書面により届け出るものとする。

(環境保全措置等の報告書の送付)

第11条 事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

(環境保全措置等の報告書についての意見の聴取)

第12条 知事は、前条の報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して報告書について意見を求めるとともに、報告書について岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

(環境の保全のための措置の求め)

第13条 知事は、前条の意見が述べられたときはこれらを勘案し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、当該措置を講ずるよう求めるものとする。

(環境の保全のための措置の求め)

第14条 事業者(条例に定めるものを除く。)は、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書(「以下「工事中又は供用後報告書」という。)」を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。

- (1) 対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) 第2号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

(工事中又は供用後報告書についての意見の聴取)

第15条 知事は、前条の規定による工事中又は供用後報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して当該報告書について意見を求めるとともに、岩手県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

(環境の保全のための措置の求め)

第16条 知事は、前条の意見が述べられたときはこれらを勘案し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。

2 知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

(報告及び資料提出の求め)

第17条 知事は、この指針の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

附 則

この指針は、令和6年 月 日から施行する。

岩手県環境影響評価図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針

(令和 6 年 月 日制定)

(趣旨)

第1条 この指針は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）又は岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書（以下「環境影響評価図書」という。）について、継続公表、縦覧等、閲覧等及び情報利用に関し必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この指針に使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法又は条例において使用する用語の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 継続公表 事業者による法又は条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間満了後に、知事が行う環境影響評価図書のインターネットの利用による環境影響評価図書の継続的な公表をいう。
- (2) 縦覧等 知事が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しをいう。
- (3) 閲覧等 県民等が行う閲覧又は借出しをいう。
- (4) 情報利用 知事による環境影響評価図書の希少動植物に係る情報の利用をいう。

(対象)

第3条 継続公表、縦覧等の対象とする環境影響評価図書は、別表1の第二に示すものであり、事業者により縦覧に供された図書とする。

(継続公表の許諾等)

第4条 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書（様式第1号）を併せて提出する。

- 2 事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物が含まれるときは、当該著作物の著作権者が公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成するものとする。

(継続公表の方法等)

第5条 継続公表は、事業者から許諾を得られなかった部分を除き、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

- 2 継続公表は、事業者による縦覧期間満了日以降とする。

(電磁的記録の作成仕様)

第6条 第4条第1項の規定により事業者が県に提出する電磁的記録は、次の各号に掲げる仕様とする。

- (1) 磁気ディスク等に保存すること。
- (2) ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いること。
- (3) 各々のファイル容量は、章ごとに適宜分割すること等により、10MB以下になるようにすること。

(縦覧等の場所)

第7条 知事は、環境生活部環境保全課（以下「環境保全課」という。）執務室並びに行政情報センター及び行政情報サブセンター（以下「行政情報センター等」という。）において、環境影響評価図書を縦覧等に供するものとする。

(縦覧等の期間)

第8条 環境影響評価図書の縦覧に供する期間は別表第1に示すとおりとする。

(縦覧等の方法)

第9条 行政情報センター等において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、行政情報センター等運営要領（平成6年7月14日制定）に定めるところによる。

2 環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、第9～第18条に定めるところによる。

(閲覧等の日時)

第10条 次の各号に掲げる日（第16条において「休日」という。）には、環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等はできない。

- (1) 日曜日及び土曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

2 環境保全課執務室の利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、環境保全課総括課長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(閲覧等をする者の心得)

第11条 環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 環境影響評価図書の取扱いを丁重にすること。
- (2) 環境影響評価図書を転貸しないこと。
- (3) 環境影響評価図書を閲覧等するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に定めるところに従い、私的使用目的に限ること。
- (4) その他環境保全課総括課長の指示に従うことと。

(閲覧等の制限)

第12条 環境保全課総括課長は、第11条の規定に違反した者に対して、閲覧等を中止又は禁止することができる。

(環境影響評価図書の紛失等)

第13条 環境保全課執務室において環境影響評価図書を紛失し、又は著しく汚損した者は、速やかに、紛失（汚損）届（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(閲覧の手続)

第14条 環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（様式第3号）に、住所及び氏名を記載するものとする。

(貸出しの申込)

第15条 環境保全課執務室において環境影響評価図書の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書（様式第4号）を環境保全課総括課長に提出するものとする。

2 前項の貸出申込書を提出するときは、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、

国民健康保険証その他の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を確認できる書類を提示するものとする。

（貸出期間）

第16条 環境保全課執務室における環境影響評価図書の貸出期間は、環境影響評価図書貸出日から1週後の日（同日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までの期間とする。ただし、再度貸出申込書を提出することを妨げない。

（貸出しの決定）

第17条 環境保全課総括課長は、貸出申込書の提出があり、貸出申込状況及び環境影響評価図書の保管部数を勘案して適当と認めたときは、貸出票（様式第5号）を交付し、貸出しを行うものとする。ただし、環境保全課総括課長は、必要と認めるときは、貸出申込書に記載された貸出期間を短縮して貸出しを行うことができる。

（返却の手続）

第18条 環境影響評価図書の貸出しを受けた者は、第16条の(1)及び(2)に掲げる貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を環境保全課総括課長に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けるものとする。

（著作権保護）

第19条 知事は、継続公表及び縦覧等に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないよう、ウェブサイト上に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権者の権利について、必要な保護を図ることとする。

（利用情報）

第20条 情報利用の対象とする環境影響評価図書の情報は、別表1の第二の図書に記載された、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年条例第26号）第2条第1項第1から5号に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報に限るものとする。

（利用範囲）

第21条 知事は、前条に規定する情報について、複数の事業による累積的な環境影響の評価の目的に限り利用する。

附 則

この指針は、令和6年 月 日から施行する。

別表 1

事業	図書	行政情報センター等における縦覧期間	環境保全課執務室における縦覧期間
法 対 象	計画段階環境配慮書及び要約書（法第3条の3）	法に基づく環境配慮計画書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価方法書の提出日まで	法に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から7年間
	環境影響評価方法書及び要約書（法第5条）	法に基づく環境影響評価方法書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価準備書の提出日まで	
	環境影響評価準備書及び要約書（法第14条）	法に基づく環境影響評価準備書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価書の提出日まで	
	環境影響評価書及び要約書（法第21条）	法に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から3年間	
	報告書（法第38条の2）	法に基づく報告書の岩手県知事あて提出日の翌日から3年間	
条 例 対 象	環境影響評価方法書及び要約書（条例第6条）	条例に基づく環境影響評価方法書の岩手県知事あて提出日の翌日から条例環境影響評価準備書の提出日まで	条例に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から7年間
	環境影響評価準備書及び要約書（条例第14条）	条例に基づく環境影響評価準備書の岩手県知事あて提出日の翌日から条例環境影響評価書の提出日まで	
	環境影響評価書及び要約書（条例第22条）	条例に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から3年間	
	報告書（条例第33条）	条例に基づく報告書の岩手県知事あて提出日の翌日から3年間	
※環境保全課執務室における縦覧期間は、必要に応じて環境保全課総括課長によって延長することができる。			

様式第1号（第4条関係）

環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

電話番号

岩手県環境影響評価図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針第4条の規定に基づき、環境影響評価図書の県ウェブサイトによる継続公表及び県による岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年条例第26号）第2条第1項第1から5号に定める希少野生動植物に関する情報の利用について、次のとおり許諾します。

1 環境影響評価図書の名称

2 許諾状況

(1) 県ウェブサイトへの掲載について

全て許諾

一部許諾

不許諾部分	不許諾理由

(2) 希少動植物情報の利用について

全て許諾

一部許諾

不許諾部分	不許諾理由

様式第 2 号（第13条関係）

紛失（汚損）届		年 月 日
岩手県知事 様	住所 氏名	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 </div>
下記のとおり、環境影響評価図書を紛失（汚損）しましたので、届け出ます。		
記		
1 環境影響評価図書の名称		
2 貸出年月日	年 月 日	
3 紛失（汚損）年月日	年 月 日	
4 紛失（汚損）の状況		

様式第 3 号（第 14条関係）

閱 覧 簿				
閲覧年月日	環境影響評価図書の名称	住所・連絡先	氏名	備考

様式第4号（第15条関係）

貸出申込書	
環境保全課総括課長 様	年 月 日
住所 氏名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
連絡先 電話番号	
<p>岩手県環境影響評価図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針第15条第1項の規定により、下記のとおり、環境影響評価図書の貸出しを受けたいので申し込みます。</p>	
記	
1 環境影響評価図書の名称	
2 貸出期間	日（週）
(1) 貸出年月日	年 月 日
(2) 返却年月日	年 月 日

様式第5号（第17条関係）

貸出票	
申込者 様	年 月 日
環境保全課総括課長	
<p>岩手県環境影響評価図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針第17条の規定により、下記のとおり、環境影響評価図書を貸し出します。</p>	
記	
1 環境影響評価図書の名称	
2 貸出期間	日（週）
(1) 貸出年月日	年 月 日
(2) 返却年月日	年 月 日
3 遵守事項	
(1) 環境影響評価図書の取扱いを丁重にすること。	
(2) 環境影響評価図書を転貸しないこと。	
(3) 環境影響評価図書を複製するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に定めるところに従い、私的使用目的に限ること。	
(4) 貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を環境保全課総括課長に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けること。	
(5) 環境影響評価図書を紛失し、又は著しく汚損したときは、速やかに紛失（汚損）届を知事に提出すること。	
(6) その他環境保全課総括課長の指示に従うこと。	

第2種事業の判定に係る 課題と対応について

岩手県環境生活部環境保全課

1

第2種事業の課題と対応の方向

課題と対応の方向



● 第2種事業の判定手続の運用を通じ明らかになった課題を整理・分析→ガイドラインとしてとりまとめ公表（R6.3）

課題	対応
①事業概要書の記載事項が不明確 ・第2種事業の実施事業者から事業概要書の書き方の問い合わせが多い。 ・事業概要書は公開されない資料のため事業者が参考にしてできるものが少ない。 ・アセスに準じたフルスペックの評価が必要との誤解から負担感を訴える声がある。	①事業概要書の作成に当たっての留意事項を明示 ▶ 事業概要書に記載すべき項目、内容、留意事項、添付資料の種類等を整理し、周知する。 ⇒「1 第2種事業に係る事業概要書の作成」
②判定基準が抽象的で分かりにくい ・判定基準は公表しているが、基準の趣旨や具体的な内容が不明確。 ・地域特性を把握する範囲である「第2種事業が実施されるべき区域及びその周囲」の「周囲」の考え方が示されていない。	②判定基準の考え方を明示 ▶ 判定基準の逐条解説を整理し、周知する。 ▶ 「周囲」については、環境影響評価手続において検討される「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」等との整合を踏まえ、その考え方を整理する。 ⇒「2 第2種事業に係る判定基準」 ▶ 判定基準に照らした自己判定において影響の程度を自ら確認できるよう、過去の審査会で助言された簡易な予測手法を整理する。 ⇒「3 第2種事業に係る簡易な予測手法」

2



1 第2種事業に係る事業概要書の作成



事業者が実施しようとする事業が第2種事業である場合、事業者は、「第2種事業の届出」をするか、「届出をせずに、環境影響評価手続を実施」するかの、どちらかを選択することとなる。「第2種事業の届出」をする場合には、第2種事業に係る判定手続が行われる。

第2種事業の届出をする場合の手続き

1. 第2種事業の届出

・事業者が第2種事業を届け出るに当たっては、岩手県環境影響評価条例及び同施行規則（以下「規則」という。）で定める**事業の種類、事業の規模、事業が実施されるべき区域、事業の概要を記載した書面**を、**知事に提出**する。

2. 現地調査

・判定手続における審査を円滑に実施するため、**事業実施区域の状況等を把握する現地調査**を実施する。

3. 意見の聴取

・知事は、事業実施区域を管轄する**市町村長に届け出の写しを送付**し、届け出を受けた日から30日以上の間を指定して、**環境影響評価の手続が必要であるかどうかについて意見**を求める。

4. 第2種事業の判定

・知事は、**届け出の日から起算して60日以内**に、市町村長の意見を勘案し、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴取して、**環境影響評価の手続きの要否について判定**を行い、**その結果を事業者及び市町村長に通知**する。

・知事が、**環境影響評価は不要であると判定しない限り、事業の着手はできない**。



1 第2種事業に係る事業概要書の作成



〔環境影響評価条例〕

第4条 条例第5条第1項の規定による届出は、第2種事業概要届出書によってしなければならない。

事業概要書の作成

・第2種事業の届出については、規則において**別記様式により行う**ことを定めている。届出書の記載事項は次のとおりである。

① 事業の種類

条例第2条第3項に規定する**事業の種類**を記載する。

② 事業の規模

規則別表第1に掲げる「**第2種事業の要件**」の**規模**を記載する。

③ 事業が実施されるべき区域

第2種事業が実施されるべき区域が含まれる**市町村の名称**を記載する。

なお、第2種事業が**実施されるべき区域を適切な縮尺の平面図上に明らかにした図書並びに実施されるべき区域及びその周囲の概略に関する資料を添付**する。「実施されるべき区域及びその周囲の概略」については、**規則第5条第2号から第4号に掲げる対象又は地域の存在の状況**についても記載する。

④ 事業の概要

事業の概要は、**事業特性が明らかになるよう、当該事業による環境への影響が具体的に判断できる程度に、図表等も使って、事業内容（工事関係を含む。）が的確に記載**されている必要がある。

判定は、基本的に、既存文献・資料を使って行われるが、**判定基準に照らした自己判定結果も添付**されれば、**判定の際に参考とされ得る**。

なお、**事業計画の概要に関する資料を添付**する。



1 第2種事業に係る事業概要書の作成



第2種事業に係る事業概要書には、事業の種類、事業の規模、事業が実施されるべき区域、事業の概要を記載するとともに、**周囲の概略及び事業計画の概要に関する資料を添付**する必要があるが、このうち、「**周囲の概略**」及び「**事業計画の概要**」に関する資料の記載項目としては以下のようなものが考えられる。

「周囲の概略」及び「事業計画の概要」に関する資料の記載項目

1.事業計画の概要

- ・事業の目的、事業の内容、環境保全への配慮事項

2.周囲の概略

- ・規則第5条第2号の判定基準に係る周囲の状況
大気質、水質、学校、病院、住居、水道原水の取水地点、自然環境、動植物の生息・生育状況
- ・規則第5条第3号の判定基準に係る周囲の状況
文化財、国立/国定公園、風致地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、県立自然公園
- ・規則第5条第4項の判定基準に係る周囲の状況
自動車交通量、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤沈下



1 第2種事業に係る事業概要書の作成



第2種事業に係る事業概要書に添付する「**事業計画の概要**」及び「**周囲の概略**」に関する資料について、**過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおり**である。

項目	内容	添付資料
1.事業計画の概要	計画の熟度に応じて、可能な限り具体的に記載する。	
1-1 事業の名称		
1-2 事業者の名称、所在地		
1-3 事業の目的		
1-4 事業の内容	(1)事業の位置	・3000分の1から15,000分の1の位置図 ・現況の航空写真
	(2)事業の計画	・断面図、平面図、立面図 ・完成イメージ図 ・車両走行ルート図 ・工事工程表 ・排水の流路図
	(3)環境保全への配慮事項	大気汚染防止、騒音・振動防止、水質汚濁防止、交通対策、廃棄物対策など



1 第2種事業に係る事業概要書の作成



第2種事業に係る事業概要書に添付する「事業計画の概要」及び「周囲の概略」に関する資料について、過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおりである。

項目	内容	図表等
2.周囲の概略		
2-1 規則第5条第2号に係る周囲	(1)大気質、水質の滞留	地形、気象、大気質、水象、水質の状況
	(2)学校、病院、住居、水道原水の取水地点、その他配慮施設	
	(3)自然環境及び動植物の生息・生育	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地形図 ・風向出現頻度、風速、風配図、観測所の位置 ・二酸化窒素等の測定結果 ・降雨量、観測所の位置 ・河川の位置、水系（本川・支川） ・環境基準類型指定状況、環境基準 ・学校の位置図 ・病院の位置図 ・住居の分布図 ・水道原水の取水地点 ・その他配慮施設の位置図 ・土地利用図 ・用途地域図 ・利水施設、取水位置 ・植生図 ・岩手県自然環境保全指針の保全区分図

7



1 第2種事業に係る事業概要書の作成



第2種事業に係る事業概要書に添付する「事業計画の概要」及び「周囲の概略」に関する資料について、過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおりである。

項目	内容	図表等
2.周囲の概略		
2-2 規則第5条第3号に係る周囲	(1)文化財（文化財保護法）	文化財の登録・指定の状況
	(2)国立/国定公園（自然公園法）	国立/国定公園の指定の状況
	(3)風致地区（都市計画法）	風致地区の指定の状況
	(4)自然環境保全地域（自然環境保全法）	自然環境保全地域の指定の状況
	(5)鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区の指定の状況
	(6)景観計画重点地区	景観計画重点地区の指定の状況
	(7)県立自然公園（県立自然公園条例）	県立自然公園の指定の状況
	(8)自然環境保全地域（自然環境保全条例）	自然環境保全地域の指定の状況
	(9)文化財（文化財保護条例）	文化財の指定の状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・登録文化財の位置図 ・埋蔵文化財包蔵地の位置図 ・国立/国定公園の位置図 ・風致地区の位置図 ・自然環境保全地域の位置図 ・鳥獣保護区の位置図 ・景観計画の指定状況図 ・県立自然公園の位置図 ・自然環境保全地域の位置図 ・指定文化財の位置図

8



1 第2種事業に係る事業概要書の作成

第2種事業に係る事業概要書に添付する「**事業計画の概要**」及び「**周囲の概略**」に関する資料について、過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおりである。

項目	内容	図表等	
2.周囲の概略			
2-3 規則第5条第4号に係る周囲	(1)自動車交通量	交通の状況	・道路交通センサスの調査結果、調査路線図
	(2)大気の汚染	大気汚染の状況	・二酸化窒素等の測定結果
	(3)水質の汚濁	水質汚濁の状況	・水質測定結果、調査地点図
	(4)騒音	騒音の状況	・道路交通騒音測定結果、調査地点図
	(5)振動	振動の状況	
	(6)地盤沈下	地盤沈下の状況	

判定は、基本的に、**事業計画による事業特性と事業実施区域及び周囲の状況に関する文献調査結果等による地域特性**を踏まえて行われるが、**判定基準に照らした自己点検結果も添付**されれば、判定の際に参考とされ得る。



2 第2種事業に係る判定基準

〔環境影響評価条例施行規則〕
 (第2種事業の判定の基準)

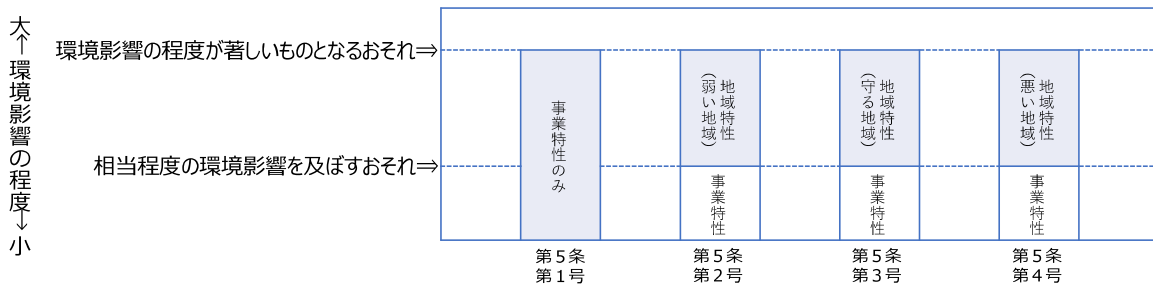
第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による**第2種事業についての判定**は、当該第2種事業が**次に掲げる要件のいずれかに該当**するときは、**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。**

判定基準

・規則に定める第2種事業の判定の基準は、**事業特性に基づく基準(第5条第1号)と地域周辺の環境の状況に基づく基準(第5条第2号、第3号、第4号)に区分**される。

・判定は、「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」か否かについて、**事業の特性のみで判定される場合(第5条第1号)**と、いわゆる「**弱い地域(第5条第2号)**」、「**守る地域(第5条第3号)**」、「**悪い地域(第5条第4号)**」として、それぞれ規則で定める**地域特性と事業特性とを合わせて勘案し判定される場合**がある。これらのいずれかが**1つでも該当する場合**には、**環境影響評価の手続きの実施が必要**と判断される。

・この段階では、地域特性による判定基準は、**入手可能な知見により判定**することとし、**公的な文献等の情報に基づき把握できる範囲の情報に基づき判定**することが想定されている。





2 第2種事業に係る判定基準（事業特性による基準）

〔環境影響評価条例施行規則〕
（第2種事業の判定の基準）

第5条
一 同種の事業の**一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいもの**となるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

1 規則第5条第1号の知事が定めるもの
当該事業において用いられる**技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいもの**となる可能性が高いもの

事業特性による基準

- ・事業そのものに係る「事業特性」についての判定の基準の要件である。
- ・事業特性による**技術、工法、その他の事業の内容に関する事項**において、いずれかの**環境要素に対する影響が一般的な事業より大きい**ため、**周辺環境の状況に関係なく環境影響の程度が著しいもの**となるおそれがある場合には、環境影響評価が必要と判定される。
- ・例えば、当該事業において用いられる**技術、工法等の事例が少なく**、かつ、その**環境影響に関する知見が十分でないもの**であって、**環境影響の程度が著しいもの**となるおそれがある場合が該当する。具体的には、ごみ処理施設（一般廃棄物焼却施設）において従来から使用実績がない新たな焼却技術を用いる場合であって、それらの新技術の導入による環境影響評価の事例がなく、環境影響の程度が容易に判断できない場合等があげられる。
- ・また、当該**事業を実施した事例がなく**、事業実施による**環境影響の程度が未知の地域において事業を行おうとする場合**等も該当する。



2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：弱い地域）

〔環境影響評価条例施行規則〕
（第2種事業の判定の基準）

第5条
二 当該事業が実施されるべき区域又はその周辺に**環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し**、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**であること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

- 2 規則第5条第2号の知事が定めるもの
- (1) **大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域**
 - (2) **学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域**
 - (3) **自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地**
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

地域特性による基準：弱い地域

- ・個々の事業による**環境影響の程度**は、「事業特性」に加えて、**立地する地域の自然的社会的状況によって大きく異なる**ことから、第5条第2号、第3号及び第4号において、このような「地域特性」に関する判定の基準の要件を設けている。
- ・第2号は、「**環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるもの**」が存在する場合であり、**事業特性**から、当該環境要素について「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」か否かをもって、環境影響評価の必要性を判定することとなる。

2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：弱い地域）



地域特性による基準：弱い地域

(1)について

・**汚染物質が滞留しやすい地域**が存在する場合に、**事業特性から**、それらについて「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」と認められるかどうかを判断する。

・「汚染物質が滞留しやすい地域」とは、**汚染が長期にわたることにより、少量であっても著しい環境影響を及ぼすおそれがある地域**である。具体例としては、盆地等の地形条件やヒートアイランド現象等の気象条件により**大気汚染物質が滞留しやすい土地**、あるいは**閉鎖性の高い水域**として、湖沼等の止水域、海域や河川のうち内海や入り江、ワンド等があげられる。

(2)について

・**人の健康の保護**又は**生活環境の保全**についての**配慮が特に必要な施設又は地域**が存在する場合に、**事業特性から**、それらについて「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」と認められるかどうかを判断する。

・「**学校**」とは、学校教育法第1条に定める学校である。具体的には、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、視覚支援学校、聴覚支援学校、養護学校、幼稚園である。

・「**病院**」とは、医療法第1条の5第3項に定める診療所である。

・「**住居が集合している地域**」とは、**現に住居が集合している地域**を想定しているが、その他都市計画法に基づき**住居系用地地域**が定められている地域や**住宅団地等の事業予定地域**などの**将来住居が連単することが想定**されている地域を含む。

・「**水道原水の取水地点**」とは、**水道利用を目的として公共用水域からの取水が行われる地点**をいう。

・「**その他**」とは、**多数の人々に対する健康面**、あるいは**景観等を含めた生活環境に対する影響が特に懸念される場合**について示しており、具体例としては、児童福祉法に基づく保育園及び児童福祉施設、高齢者福祉施設、図書館などがあげられる。

・これらが事業が実施されるべき区域やその周辺に**明らかに存在しない場合**、若しくは**これらに対する影響がないことが明らかである場合以外**は、この判定の基準の要件に該当する。

2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：弱い地域）



地域特性による基準：弱い地域

(3)について

・**人の活動による影響をほとんど受けていない自然環境が存在**する場合に、**事業特性から**、それらについて「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」と認められるかどうかを判断する。

・人の活動の影響が小さいすぐれた自然環境や野生生物の重要な生息・生育地は、事業による影響を極力与えないことが望まれる。

・該当する地域としては、環境庁の自然環境保全基礎調査や岩手県自然環境保全指針等で明らかにされている、**植生自然度10～7の植生、特定植物群落、湿原、原生流域、人工改変を受けていない河岸、自然海岸、藻場、干潟、学術上若しくは希少性の観点から重要な動植物の生息・生育地、渡り鳥の集団飛来地、重要な地形・地質、景観資源**の分布等があげられる。

(4)について

・上記の3つの観点に該当しない場合であっても、例えば、**地形的な特性**から、事業の内容（高層の建築物や工作物を含む場合等）によっては**景観への影響が広範囲に及ぶおそれがある場合**、また、**今後の調査により、すぐれた自然環境や野生生物の重要な生息・生育地として認めるべき地域や対象が存在することが考えられる場合等**があげられる。

・具体的には、山間部の谷間で、事業が実施されるべき区域そのものを望むことはできないが、**主要な眺望点から眺望景観を損なうような設置予定の高い煙突等が周辺から可視される可能性**がある場合、あるいは、事業が実施されるべき区域及びその周辺の休耕田等において、**文献等への報告はなされていないが、RDB種等の絶滅のおそれのある植物が生育している可能性**がある場合等があげられる。

2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：守る地域）



〔環境影響評価条例施行規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

三 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に**環境の保全を目的として法令等により指定された地域**その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。**

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

3 規則第5条第3号の知事が定めるもの

- (1) **文化財保護法**（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された**名勝**（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は**天然記念物**（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) **自然公園法**（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された**国立公園**又は同条第2項の規定により指定された**国定公園**の区域
- (3) **都市計画法**（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された**風致地区の区域**
- (4) **自然環境保全法**（昭和47年法律第58号）第22条第1項の規定に基づき指定された**自然環境保全地域**
- (5) **鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律**（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定された**鳥獣保護区の区域**
- (6) **県立自然公園条例**（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された**県立自然公園の区域**
- (7) **岩手県自然環境保全条例**（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された**自然環境保全地域**
- (8) **岩手県文化財保護条例**（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された**名勝**（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は**天然記念物**（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (9) **岩手の景観の保全と創造に関する条例**（平成5年岩手県条例第35号）第7条第1項の規定に基づき指定された**景観形成重点地域**
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る**環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの**

15

2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：守る地域）



地域特性による基準：守る地域

- ・第3号は、**環境の保全に関する法令等により特定の環境要素を守る地域**として指定されている地域（守る地域）が存在する場合であり、**事業特性から**、当該環境要素について「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」か否かをもって、環境影響評価の必要性を判定することとなる。
- ・環境の保全を目的又は環境の保全に資するものとして指定された地域又は対象に対しては、保全対象となる環境への影響を極力避けるか小さくするための十分な配慮が必要である。このため、事業の実施に関して何らかの環境配慮を行う必要がある指定地域又は対象を判定の基準の要件として定めている。
- ・**法令等には法令、条約、条例、要綱等が含まれ、特定の地域や対象の保全に関して何らかの公的な根拠規定に基づき定められている保全のための特定の地域や対象が該当する。**
- ・「(1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの」（例：森林法に基づく魚付き保安林等の区域。都市緑地保全法に基づく緑地保全地区。防災関係法令等に基づく地すべり防止区域・急傾斜地崩落危険区域・砂防指定地等。国又は県指定の史跡。市町村指定の史跡・名勝・天然記念物。外）を含め、**個々の法令等に基づく指定地域等の把握は、最新の公表資料等の入手や、県の担当課若しくは市町村に確認することにより行う。**

16



2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：悪い地域）



〔環境影響評価条例施行規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

四 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

4 規則第5条第4号の知事が定めるもの

(1) **環境基本法**（平成5年法律第91号）第16条第1項又は**ダイオキシン類対策特別措置法**（平成11年法律第105号）第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、**大気汚染**（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）、**水質汚濁**（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）又は**騒音に係るものが確保されていない地域**

(2) **騒音規制法**（昭和43年法律第98号）**第17条第1項の限度を超えている地域**

(3) **振動規制法**（昭和51年法律第64号）**第16条第1項の限度を超えている地域**

(4) **相当範囲にわたる地盤の沈下**が発生している地域

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、**一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域**

地域特性による基準：悪い地域

・第4号は、環境関係法等に基づく基準を超えている等、**特定の環境要素が既に悪化している地域（悪い地域）が存在する場合**であり、**事業特性から、当該環境要素について「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」か否か**をもって、環境影響評価の必要性を判定することとなる。

・環境が既に悪化している、又は著しく悪化するおそれのある地域に対し、事業の実施により**さらに負荷を加えることは、より一層の環境の悪化をもたらすものであり、十分な環境への配慮が必要である。**

・「(1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域」（例：悪臭により環境が既に悪化している地域。自動車による沿道の騒音レベルが(2)の限度を現時点では超えていないが、周辺で大型開発が行われているため早晚超えるおそれがあると認められる地域 外)を含め、**地域の状況の把握は、最新の公表資料等の入手や、県の担当課若しくは市町村に確認することにより行う。**

17



2 第2種事業に係る判定基準（事業の一体性による判断基準）



〔環境影響評価条例施行規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

五 当該事業が、**他の密接に関連する同種の事業と一体的**に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が**総体として、第1種事業に相当する規模**として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

5 規則第5条第5号の知事が定めるもの

(1) **規則別表第1第1種事業の要件**の欄に掲げる規模

(2) **一般国道の新設又は改築**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さ又は新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の**長さの合計が10キロメートル以上**

(3) **普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の**長さの合計が10キロメートル以上**

(4) **新設軌道の建設又は線路の改良**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の**長さの合計が10キロメートル以上**

(5) **火力発電所の設置又は変更の工事**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の**出力の合計が15万キロワット以上**

(6) **一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場**の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の**面積の合計が30ヘクタール以上**

(7) **新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務回地造成事業**にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の**面積の合計が100ヘクタール以上**

18

2 第2種事業に係る判定基準（事業の一体性による判断基準）



事業の一体性による判断基準

- ・ここでは、「同種」の事業が総体としてみると著しい環境影響を及ぼすおそれのある場合を想定し、判定の基準の要件の1つとして示している。
- ・規則第5条第5号中の「同種の事業と一体的に」とは、道路の新設（改築）事業や流通業務団地の造成事業といった対象事業の種類ごとに、全体計画としては大規模であるが事業が何らかの理由により数期に区分して行われる場合又は同じ種類の事業が同時期に一体的な計画のもとに行われる場合を指している。
- ・一体的に行われる同種の事業の規模の合計が、規則第5条第5号の知事が定めるものの(1)から(7)のいずれかに該当するとき、又、一体的に行われる同種の事業が、地域特性に係る規則第5条第2号から同4号のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとみなされる。

2 第2種事業に係る判定基準（事業実施区域の周囲）



〔環境影響評価条例施行規則〕
（第2種事業の判定の基準）

- 第5条
- 二 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - 三 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - 四 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

事業実施区域の範囲

- ・「事業が実施されるべき区域の周囲」は、第2種事業概要届出書に記載する「事業が実施されるべき区域の周囲の概況を説明する範囲」である。これは、第2種事業について環境影響評価の手続きが必要であるか否かの判定に必要な情報となる地域の概況の記載範囲であることから、事業特性及び地域特性を勘案し、「方法書段階で把握すべき地域の概況の範囲」を参考に判断することが考えられる。
- ・「方法書段階で把握すべき地域の概況の範囲」は、当該地域の情報が関連する環境要素について「環境影響を受けるおそれがあると考えられる地域を明らかにカバーする程度の広がりを持った範囲」であり、各環境要素の「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」の総和である「環境影響を受ける範囲」に相当するものと考えられる。
- ・「環境影響を受けるおそれがある地域」は、各環境要素に係る項目によって異なり、事業実施区域の境界から一定幅で一律に定められるものではない。例えば、面整備事業環境影響評価技術マニュアル（1999年建設省）によれば、原則として、事業実施区域から200m程度の範囲が適当とされ、この200mの範囲には、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般には50～150m）や、生物の影響範囲（植物、小動物等の移動範囲に基づき設定）が標準的に含まれるとされている。一方で、景観資源への影響や工場の稼働による大気質への影響はより広範囲に及びことを考慮に入れる必要があるともされている。
- ・このため、「第2種事業が実施されるべき区域の範囲」については、事業特性や地域特性を踏まえ、各環境要素に係る項目ごとに「環境影響を受けるおそれが地域」を検討し、適切に設定する必要がある。

3 第2種事業に係る簡易な予測手法



第2種事業の判定は、規則第5条第2号から第4号に掲げる対象又は地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否か**をもって、環境影響評価の手続きの必要性を判定する。

このため、**判定基準に照らした自己点検**において、**簡易な予測手法**により、**可能な限り環境影響の程度を定量的に把握し、その結果を記載することが望ましい。**

過去の審査会で助言があり、他の事業の事業概要書で記載されている予測項目等の例としては、以下のようなものがある。

環境要素	具体的な手法
道路交通騒音 (既存文献調査で現況交通量が把握されている場合)	【予測項目】 ・道路交通騒音が及ぼす影響の程度を予測する。 【予測手法】 ・予測は、ASJ RTN-Model 2018に準拠し、現況交通量を把握している地点において、騒音レベルの変化を予測する。 【予測条件】 ・音源の高さ及び間隔、現況交通量及び将来交通量、走行速度、道路条件その他の予測条件を記載する。
建設作業騒音	【予測項目】 ・建設作業騒音が、事業実施区域に近接する住居等に及ぼす影響の程度を予測する。 【予測手法】 ・騒音源の設定は、ASJ CN-Model 2007において整理されている各ユニットのうち、工事で採用する工種に準ずるユニットを選定する。 ・予測は、ユニット（騒音源）から、事業実施区域に近接する住居等までの音の減衰の程度を予測する。 【予測条件】 ・選定したユニット（騒音源）、予測対象の住居等までの直線距離その他の予測条件を記載する。

21

3 第2種事業に係る簡易な予測手法



第2種事業の判定は、規則第5条第2号から第4号に掲げる対象又は地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否か**をもって、環境影響評価の手続きの必要性を判定する。

このため、**判定基準に照らした自己点検**において、**簡易な予測手法**により、**可能な限り環境影響の程度を定量的に把握し、その結果を記載することが望ましい。**

過去の審査会で助言があり、他の事業の事業概要書で記載されている予測項目等の例としては、以下のようなものがある。

環境要素	具体的な手法
駐車場走行による騒音	【予測項目】 ・施設供用後における施設敷地内の駐車場・車路の走行音が、施設敷地に近接する住居等に及ぼす影響の程度を予測する。 【予測手法】 ・予測は、ASJ RTN-Model 2018に準拠し、駐車場付近から近接する住居等までの音の減衰の程度を予測する。 【予測条件】 ・施設敷地内の走行速度、走行車両台数、音源の間隔、予測対象の住居等までの直線距離その他の予測条件を記載する。

22

環境影響評価手続の実施状況等について

1 法及び条例に基づく環境影響評価手続の実施状況（令和6年2月末日現在）

	手続実施	手続中	手続終了	知事意見	配慮書	方法書	準備書
1. 道路	5	1	4	7		4	3
2. 河川	2	1	1	4		3	1
3. 鉄道							
4. 空港							
5. 発送電							
火力	4	1	3	4		3	1
風力※	37	32	5	61	29	19	13
太陽光	1	1		1		1	
その他※	3		3	8	2	3	3
6. 廃棄物	13	2	11	19		10	9
7. 公有水面							
8. 区画整理	1		1	2		1	1
9. 新住宅							
10. 新都市							
11. 流通団地							
12. 宅地造成							
13. レク施設	1		1	1		1	
14. 砂利採取							
15. 鉱物採掘	1		1	2		1	1
16. ばい煙							
17. 終末処理	2		2				
18. 畜産農業							
19. 建築物	15	1	14	4		2	2
20. その他							
合計	85	39	46	113	31	48	34

2 風力発電所の環境影響評価手続の実施状況（令和6年2月末日現在）

（届出順）

No.	事業名	実施場所	規模	区分	事業(手続)主体	配慮書	方法書	準備書	評価書	運転開始	備考
1	鹿角・上沼風力発電事業	秋田県鹿角	50,600	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	2014年8月	2015年1月				
2	住田遠野風力発電事業(住田遠野ウインドファーム)	遠野、住田	99,750	法1種	合同会社グリーンパワー住田遠野	2014年10月	2015年2月	2016年5月	2020年3月	2023年5月	4200*27
3	葛巻ウインドファームプロジェクト	葛巻	110,400	法1種	三菱商事㈱	2015年7月	2015年12月	2016年8月			
4	折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業	九戸、一戸、葛巻	125,800	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年7月	2016年10月				
5	折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業	二戸、一戸、九戸	46,800	法1種	合同会社JRE折爪岳南1	2015年7月	2016年2月	2017年2月	2020年1月	2023年1月	接続容量44180kW 3600*13
6	ノソウケ峠風力発電事業	軽米、洋野	30,000	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年8月					
7	グリーンパワー稲庭田子風力発電事業	二戸、八幡平、青森県田子	94,500	法1種	合同会社グリーンパワー稲庭田子	2015年8月	2016年3月	2017年3月	2023年8月		
8	稲庭風力発電事業	二戸、八幡平	134,400	法1種	稲庭ウインド合同会社	2015年11月	2021年9月	2023年4月			
9	高森荷平風力発電事業	二戸	69,000	法1種	日立造船㈱	2016年7月					
10	稲庭岳風力発電事業	二戸	180,000	法1種	日立造船㈱	2016年9月					
11	洋野風力発電事業	洋野	128,000	法1種	洋野風力開発㈱	2016年10月	2017年3月	2022年8月			
12	田野畑風力発電事業	岩泉、田野畑、普代	90,000	法1種	日本風力開発㈱	2016年12月	2017年5月				
13	袖山高原ウインドファーム事業	久慈、葛巻、岩泉	150,000	法1種	エコ・パワー㈱	2016年12月					
14	SGET岩泉ウインドファーム	宮古、岩泉	46,000	法1種	SGET岩泉ウインドファーム合同会社	2017年1月	2017年7月	2019年12月	2021年10月		
15	八幡平風力発電事業	八幡平	200,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2017年2月					
16	岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業	一関、住田	72,000	法1種	エコロジー総合研究所㈱	2017年10月					
17	岩手洋野における風力発電事業(仮称)	洋野	30,600	法1種	SBエナジー㈱	2017年11月					
18	紫波・花巻風力発電事業	花巻、紫波	60,200	法1種	電源開発㈱	2017年12月					
19	釜石広域風力発電事業更新計画	釜石、遠野、大槌	42,900	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	2018年5月	2019年1月	2021年1月	2023年11月		
20	折爪岳北風力発電事業	二戸、軽米青森県南部	95,200	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2018年7月	2016年10月				
21	岩手久慈風力発電事業	久慈、軽米、九戸	75,000	法1種	東急不動産㈱	2021年11月	2022年11月				
22	西久慈風力発電事業	久慈、九戸、葛巻、軽米	439,200	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	2022年5月					
23	一戸・稲庭風力発電事業	二戸、一戸	219,600	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	2022年5月					
24	久慈山形風力発電事業	久慈	105,000	法1種	HSE㈱	2022年6月	2023年11月				
25	薮川地区風力発電事業	盛岡、岩泉	140,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2022年8月	2023年3月				配慮書230MW
26	宮城気仙沼風力発電事業	宮城県気仙沼	43,000	法1種	東急不動産㈱	2022年9月	2023年3月				
27	岩手大船渡陸前高田風力発電事業	大船渡、陸前高田	110,000	法1種	東急不動産㈱	2022年10月					
28	小軽米風力発電事業	軽米、洋野	90,000	法1種	HSE㈱	2022年11月	2024年2月				
29	盛岡薮川風力発電事業	盛岡	168,000	法1種	㈱レノバ	2022年12月					
30	高森高原風力発電事業	一戸	25,300	法1種	岩手県企業局		2013年3月	2015年2月	2015年10月	2018年1月	2300*11
31	住田ウインドファーム事業	住田、一関、陸前高田、奥州	165,000	法1種	エコ・パワー㈱		2013年3月				
32	岩手九戸風力発電事業	洋野、軽米	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年3月				
33	姫神ウインドパーク事業	盛岡、岩手	18,000	法1種	エコ・パワー㈱			2012年7月	2015年10月	2019年4月	実施要綱アセス 2000*9
34	新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業(くずまき第二風力発電所)	葛巻、岩泉	67,000	法1種	電源開発㈱			2015年4月	2016年2月	2020年12月	2000*16 2100*6
35	釜石広域風力発電事業拡張計画	遠野、釜石、大槌	114,000	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス			2015年2月			
36	宮古岩泉風力発電事業	宮古、岩泉	199,500	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント			2015年7月			
37	盛岡築川風力発電事業	盛岡、宮古	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年9月				
合計			37 事業			12	12	5	3	5	
			3,927,150 kW			1,728,600	1,072,000	686,300	183,400	256,850	
県内計			35 事業			12	10	5	3	5	
			3,787,150 kW			1,728,600	978,400	686,300	183,400	256,850	
			電力量 kWh(百万)			3,786	2,143	1,503	402	563	
			累計出力 kW			3,833,550	2,104,950	1,126,550	440,250	256,850	
			累計電力量 kWh(百万)			8,395	4,810	2,487	964	563	

※詳細は県ホームページ参照。なお、「電力量」は届出案の出力をもとに算定したものの。

※非公開

※非公開